

平成 25 年 2 月 定例会（第 310 回）
3 月 8 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

一般質問項目

- 1 [放射能から住民を守るために、環境放射線のチェックについて、奈良県でどのような取り組みをされているのか](#)
- 2 [奈良県の経済の活性化につながる対策](#)
 - ① [地産地消の学校給食について](#)
 - ② [公契約条例](#)
- 3 [地域福祉支援計画の具体化](#)
- 4 [県土マネジメント部](#)

平成25年 2月 定例会（第310回）

平成二十五年

第三百十回定例奈良県議会会議録 第五号

二月

平成二十五年三月八日（金曜日）午後一時一分開議

出席議員（四十四名）

一番	宮木健一	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	大坪宏通
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	宮本次郎
一七番	山村幸穂	一八番	乾 浩之
一九番	松尾勇臣	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	岩田国夫
二七番	森川喜之	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	山本進章	三二番	國中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、当局に対する一般質問

○議長（上田悟） これより本日の会議を開きます。

○議長（上田悟）　ただいまより、当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、二十七番森川喜之議員に発言を許します。――二十七番森川喜之議員。（拍手）

◆二十七番（森川喜之）　（登壇）議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、地域交通政策について伺いをいたします。

少子・高齢化や自家用車の普及によりバス乗降客数が減少する中、平成十四年に、政府は従来の乗り合いバス事業に対する規制緩和の導入を通じて、多くの企業に交通事業への参加を促すことで、乗り合いバス事業が継続的に運営されるよう道路運送法を改正しました。これを受け、交通事業者は、バス交通網の事業計画などを大幅に見直し、赤字路線や過疎地域への不採算路線などで休廃止される路線がふえ、住民生活の足であるバス路線がなくなる事象が各地で起きた結果、地域の交通ネットワークが危機的状況に陥る事態となり、暮らしにおける安心や安全の確保ができなくなると、全国的に反発の声が広まりました。

国は、平成二十三年度に国民の大きな声を受け、地域の公共交通確保維持改善事業を創設し、地域交通網に対する支援を拡大することで、住民が必要とする公共サービスであるバス路線などを維持するため、国、県、市町村などが事業者には財政負担をすることで、乗り合いバス事業を続けていく方向へとかがが切られました。その後も、全国の自治体などの財政負担が拡大し、乗降客数の減少にも歯止めがきかず、現在のままではバス路線を維持することが難しくなるなど、生活弱者、特に高齢者の方が将来に不安を持たれています。

バス路線は、都市部では利益が出ていますが、利用者の減少が今後見込まれる中で、山間地域の赤字路線の収益はさらに落ち込み、自治体の財政負担がふえることになれば、地域の住民の足であるバス路線の確保はより難しくなり、内部補助により全体を維持することは限界に達するのではないかと思います。

本県では、平成二十三年三月、全国に先駆けて、誰もが安心して暮らせるモビリティの確保や、奈良の魅力を一層高める交通環境の充実など、今後の県における交通政策に関する指針として、奈良県交通基本戦略を制定され、これに基づくさまざまな政策を進められてこられました。

特に地域幹線を中心としたバスネットワークの維持については、地域交通改善協議会で、県、市町村、交通事業者が努力を重ねてこられましたが、去年の年末の、平成二十四年度第三回地域交通改善協議会において、交通事業者から少子・高齢化や人口の減少の影響で内部補助が困難になる中、今後、中南部地域のバスネットワークを継続的に確保できる仕組みの構築に向けた協議について依頼があったと聞いています。

その後、ことし一月二十一日には、「中南部バス廃止、減便検討」というショッキングなタイトルで、奈良交通が、県中南部地域を走る五十六路線のうち二十五路線について、来年十月以降の廃止や減便を検討していると新聞に記載されました。私の選挙区、広陵町内

赤部発の二路線も含まれ、検討されるとの記載もあり、驚きました。その中、県は地域交通改善協議会を大きく再編され、知事を会長として、市町村長や交通事業者を委員とする協議会全体体制と四つの地域別部会の設置を柱とする新体制を構築されました。先月二十日には、第一回協議会が開催され、荒井知事会長のもと、各市町村長をはじめ、交通事業者、関係諸団体の代表から成る新体制でスタートされました。

ついては、知事にお伺いいたします。

この奈良県地域交通改善協議会で検討している内容と、今後の方針についてお聞かせください。

知事に三点の要望もさせていただきます。

一点目は、知事にご提案であります、地域交通改善協議会の幹事会メンバーに、県内企業の代表者にも参画願ひ、立地企業の視点からバス路線網を共に考えていただくということで、企業の公共交通への利用促進を図っていただければ、今後、企業誘致の取り組みなどに反映させることができると思うのです。

次に、この四月に、新しく旧耳成高校跡地にオープンするＪＡならけんファーマーズマーケット、まほろばキッチンをはじめ、旧校舎については、県分庁舎系施設を集約させる中部地域再配置計画も予定されています。この施設に行くには、駅が遠く、車で移動するしかないのが現状であります。そこで、近鉄王寺田原本線の田原本駅前バスロータリーや、八木駅前、近鉄、ＪＲの桜井駅などから新しいバス路線のアクセスを県施設と結ぶことができれば、周辺地域の活性化も大いに期待できるのではないかと考えているところであります。協議会での新設バス路線の実現に向けて取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、三点目ですが、県の都市計画道路の天理王寺線は、東西を結ぶ大変重要な幹線道路で、早期の全面開通が望まれているところであります。この道路が開通すれば、東西を結ぶ新しい交通網のバス路線も考えられ、周辺地域の活性化や住民の利便性にも大いに役立つと思います。王寺駅と天理駅との間にバス路線を考える取り組みも必要であると考えます。

現状での公共交通での手段は、ＪＲ王寺駅から奈良駅で乗りかえて天理駅へ行くか、近鉄王寺駅から西田原本線で橿原線に乗りかえ平端駅で再度乗りかえて天理駅まで行くと、一時間以上もかかります。東西を結ぶバス路線が新設できれば、川西町の結崎駅から企業団地や河合町を通り、王寺町へ短時間で行くことができ、周辺地域の活性化をはじめ、企業誘致にもつながると考えます、開通までまだ数年はかかると思いますので、今後、東西を結ぶ交通網の政策として、地域交通改善協議会でのご検討をよろしくお願いいたします。

以上三点の要望とさせていただきますと思います。

次に、防災計画の見直しについて。

南海トラフの巨大地震については、平成二十三年十二月に内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会が中間報告をまとめ、公表されました。これまでの地震モデルでは、一七〇七年の宝永地震以降に発生した地震を参考に被害想定が行われていましたが、この中間

報告のとりまとめにおいては、さらにできるだけ過去にさかのぼって地震等の発生の調査が行われ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震について検討され、従来の震源域や地震規模の大きさが見直されました。その結果、震源域は、従来に比べて約二倍の面積となり、東側は富士川河口断層の北側、南西側は日向灘の南西方向までと拡大されました。また、内陸側についても、地震が発生しにくいとされていた深さ三十キロメートルよりやや深いエリアまで範囲が拡大され、奈良県の南部も震源域に含まれることとなりました。

発生する地震の規模についても、マグニチュード八・七から九・〇に修正されております。

その後、平成二十四年八月には同検討会から震度や人的、物的被害に関する想定が公表されています。

県では、これらの報告や東日本大震災、紀伊半島大水害の教訓等を踏まえて、平成二十四年、平成二十五年の二カ年で県地域防災計画の見直しを検討されているところであり、去年十二月には、第一回奈良県地域防災計画検討委員会を開催され、また、本年二月八日には見直しの中間報告をされています。

知事は、先月二月二十八日の県市町村サミットで、県地域防災計画の見直しについての中間報告をされ、県の防災計画と市町村の計画をリンクさせるためにも、見直しの時期を合わせてもらえればと市町村に要望されました。いつ起こるかわからない南海トラフ等の大きな地震が近いうちに発生しないとも限らず、そのためにも、早急な対応や対策について見直しを進める必要があります。

また、知事は、防災計画の見直しの中でも、命を助けるために住民避難が最も重要な課題であり、避難勧告等に関する具体的な発令基準の見直し等は、市町村長の権限であるとお話をされています。今後も、県、市町村が連携して地域防災計画の見直しに関する取り組みを進めることはとても重要なことだと考えます。

そこで、危機管理監にお尋ねいたします。

東海・東南海・南海地震等の災害に備えるため、県の防災計画の見直しを市町村とも連携して速やかに進められていますが、現在の防災計画の見直し状況や、今後のスケジュール、また市町村との連携の進め方においてどのようにされているのか、お聞かせください。

次に、県で防災計画を見直されるに当たり、課題と思われる点について幾つかお聞きをしたいと思います。

さきに述べたように、南海トラフの巨大地震モデル検討会でも、過去の地震の調査を重視されていますが、奈良県においても、宝永地震など過去の地震における県内の被災状況等を調べ、防災計画の見直しに役立てることが必要と考えます。また、大和川やその流域の河川の堤防が過去の大地震に耐えられるような構造になっているのか、また一昨年の紀伊半島大水害の記録的な豪雨により発生した山間部の深層崩壊や地すべりが、強い地震によっても引き起こされることはないのか。また、木造住宅の密集地や市街地における建

物崩壊や火災への対策についてはどうか。こういった点も防災計画の見直しの際に検討していただく必要があると考えます。このことを強く要望いたしておきます。

三点目に、中国の大気汚染への対応についてであります。中国国内で大気汚染が問題となる中、日本にも影響を与え始めてきました。微小粒子状物質PM2.5について、先日、国立環境研究所が全国の観測地の分析結果を発表し、PM2.5が多い日には、大気測定局の三割で環境基準を超えたとしています。汚染物質が偏西風に乗り、中国から飛来した可能性が非常に高く、西日本各地でも環境基準を超える値が観測されています。特に問題となるのは、肺がんやぜんそくを引き起こす可能性があることから、呼吸器疾患など健康にリスクのある方には、特に注意が必要だということです。

現在、全国にPM2.5の測定局は約五百五十カ所ありますが、国が目標値とする千三百カ所には遠く及ばない状況にあります。本県においても、十一カ所の大気汚染物質の測定局のうち、二カ所でしかPM2.5の測定をしていません。また、測定データについては、自治体や環境省が設置するウェブサイトにおいて公表されているものの、アクセス数の急増で環境省のサイトにはつながりにくい状況が続いています。環境対策などの基本的な情報伝達ができていると言わざるを得ません。国と自治体が連携して測定局を増やすなど、中国からの大気汚染への対応を充実、強化する必要があります。また、三月一日にはPM2.5の注意喚起のための暫定指針値が国において制定されたと聞いています。この数値を超す場合には、迅速に国民に周知できる体制が必要です。

そこで、景観・環境局長にお伺いいたします。

県においても、県民の安心のために、大気汚染の観測体制の整備や、県民へ周知する体制を整備する必要があると考えますが、県の取り組み状況についてお答えください。

四点目に、道路整備についてであります。

県道天理王寺線は、大和平野中部地域の東西を結ぶ大変重要な幹線道路であります。このうち、現在の県道である川西町保田から河合町池部を結ぶ区間の現道は幅員が狭く、狭い部分の解消や歩行者の安全確保を目的として、平成二十二年三月に都市計画決定をされました。バイパス事業に着手をされておりますが、今後、詳細設計や地元との調整、用地買収や工事などが進められると聞いております。まだまだ開通まで時間がかかると思われます。

一方で、川西町保田から河合町市場で県道大和高田斑鳩線に接続する現道は、バイパスが整備されると旧県道となる予定の区間ですが、現在も河合町から川西町や天理市に至る唯一の道路であるにもかかわらず、幅員が狭く、車が対向することが困難な箇所があります。新しい道路ができるまで辛抱するしかないのか、そんな思いがいたします。また、周辺住民の方々からも、新しい道路ができるまで安全対策を県として考えられないのかと、そのようなご要望もお聞きしているところです。

そこで質問させていただきます。

現在、河合町域で行われている県道天理王寺線のバイパスの整備について、進捗状況と今後の見通しはどうか、土木部長にお伺いいたします。

次に、河合町市場から川西町保田までの現道、このうちでも、特に幅員が狭い宮前橋から町道一一二二号線、旧県道高田斑鳩線との交差点までの区間の避難所の設置や、部分的に水路にふたをかけるなど、新しいバイパスが整備されるまで、暫定的な安全対策を行ってもらえるよう要望いたします。

次に、馬見丘陵公園の利活用について質問させていただきます。

馬見丘陵公園は、季節を通じて県内外から多くの来訪者が訪れ、花や自然を楽しまれています。去年四月には、フラワーセンターの機能が加わり、六月には公園の全面開園、また十一月にはレストランがオープンするなど着実に公園がよくなっていることを実感しています。さらに、秋に開園された馬見フラワーフェスタでは、十六日間で約十万八千人もの来訪者があるなど、この公園が県、特に北葛城郡地域の観光の拠点になっていることを喜んでおります。また、日常的にも、地元の方が散策やウォーキングをされています。先日も、市町村対抗子ども駅伝大会が開催されるなど、スポーツや健康づくりの拠点としても多目的利用をされ、親しまれています。

今後、県内や近隣府県からも多くの方が訪れていただける公園とするために、県としてどのような取り組みをされるのか、まちづくり推進局長にお伺いをいたします。

次に、公園の利用に関することですが、現在、公園の北側に近鉄池部駅から公園北エリア入口までの緑道が整備され、側道には自転車道も整備されています。この北側エリアに自転車の駐輪場もありますが、公園内への乗り入れは禁止されており、南北が約二・五キロと長く、緑道の入口に駐輪すると、徒歩で戻ってくるのが大変です。せめて押して通り抜けもできるように考えることはできないでしょうか。

また、早朝から多くの方が、健康づくりのため、散策やウォーキングをされています。その人たちから、トイレをできるだけ朝早くあけてほしい、夕方の閉める時間を遅くしてほしいといった話をよくお聞きします。公園内の自転車の使用やトイレの利用について、利便性の向上のため、弾力的な運用も必要であると考えますが、県のお考えについて、まちづくり推進局長にお伺いしたいと思います。

以上、壇上よりの質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございます。(拍手)

○議長（上田悟） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十七番森川議員のご質問がございました。

奈良県地域交通改善協議会の検討状況と今後の方針についてのご質問でございます。

県内の通勤、通学、通院、買い物、さらに観光などのための移動環境整備は、県の重要な課題と考えてきました。平成二十三年三月に交通施策の指針となる奈良県交通基本戦略を策定いたしまして、県内の移動環境の改善に取り組もうとしてまいりました。また、そのうち、多くの人にとって大事なバス交通に関しましては、国の補助制度を活用しながら、

県独自の補助制度も設けて運行補助を行う形で、市町村の補助と合わせて路線の確保に取り組んでいるところでございます。

しかし、路線バスの利用者と収入は減り続けるばかりでございますので、不採算路線の維持が困難な状況となってきました。また、国、県、市町村の公的補助金で、現行のサービスを維持し続けることにも限界が出てきております。移動の仕方につきましては、全国各地で工夫を重ねておられる市町村が多く見られるようになってきております。例えばデマンド型乗合タクシーなど、地域の移動ニーズに合わせた新たな交通サービスの導入も図られてきているものでございます。

本県におきましては、バスなどの移動環境を社会インフラの重要な一つと位置づけ、その改善に向けて取り組むことといたしました。このため、先月二十日に、奈良県地域交通改善協議会を設置いたしまして、第一回会合を開催いたしました。私が会長になり、すべての市町村長、交通事業者の代表、近畿運輸局等の職員が委員でございます。体制といたしましては、幹事会のほか、県内を四ブロックに分けた地域別部会、北西部、中部、東部、南部の地域別部会を設置いたしまして、地域の実情に応じた検討を進めたいと思っております。これまでコミュニティーバス関連の個別の市町村を中心とした協議会はございましたが、県も乗り出して、全県下で交通を考える協議会は新しい取り組みでございます。この取り組みには、多くの市町村長が熱心に参加されまして、第一回目の会合の議論は大いに盛り上がったように思っております。今後は、平成二十六年度予算編成にこの議論が反映できるよう、本年中を目途に新たな交通サービスの実現方策を取りまとめることにしております。

第一回協議会の模様でございますが、市町村が工夫したさまざまな交通サービスの取り組み事例の説明をさせていただいた後、意見交換が行われました。各委員のご意見の一部のご紹介でございますが、例えば、野迫川村では、乗りかえなしで病院までのアクセスができるようにするにはどうしたらいいのか、野迫川村コミュニティーバスが県立五條病院まで直接行けるようにならないかといったご意見、またある市では、市域を越えるとある目的地まではノンストップになって行ってしまう、複数の市町村にまたがるような広域的なコミュニティーバスの運行はできないかというようなご意見、また県内は山間部と平野部、過疎地域とそれ以外など、地域の需要の違いがありますが、県全体の標準的な交通サービスの考え方が必要ではないかなどの意見がございました。

県では、このような重要な、有意義な意見をお聞きいたしましたので、これからの進め方といたしまして、一つには、地域ごとの実情を把握するため、市町村にヒアリングをさせていただきたいということをお願いして、快諾をいただきました。二つ目は県内の輸送に関する標準的な考え方を整理させていただきたいというふうに申し上げました。三つ目には、県内の移動ニーズ、通院、通学、通勤、買い物、観光などの移動ニーズに応じた交通サービスのモデル、よりいいモデルを、各地の事例を参考にしながら整理を進めることにさせていただきたいというふうに申し上げました。

今後とも、市町村、交通事業者などと連携して地域の多様な交通ニーズに対応した持続可能な地域交通の確保に向けて本協議会での検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、議員から三つのご要望をいただきました。企業の代表者の意見を聞くこと、旧耳成高校跡地へのバス路線の整備、県道天理王寺線活用のバス路線の整備というご意見でございます。今後、検討の対象にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田悟） 林県理事兼危機管理監。

◎県理事兼危機管理監（林洋） （登壇）二十七番森川議員のご質問にお答えをいたします。

私には、防災計画の見直しについて、現在の状況、今後のスケジュール、市町村との連携の進め方とのお尋ねでございました。

県では、東日本大震災や紀伊半島大水害の経験、教訓を踏まえ、災害から人命を守ることを最大の目標に、今年度、来年度の二カ年で県防災計画の見直しに取り組んでおります。見直しに当たりましては、住民避難等の七項目を重点項目として全体の計画に先行して検討を行い、先月八日に中間報告として取りまとめて公表いたしました。

また、市町村と十分連携をして、実際に役に立つ防災計画となるよう取り組んでおります。特に、最重点の住民避難につきましては、地震、水害、土砂災害といった災害の種別ごとにモデル市町村を設定して一緒に検討を進め、雨量、水位等とリンクさせたわかりやすい避難勧告等の発令基準づくりや、住民と連携した避難訓練の実施、防災マップづくりなど、モデル市町村での具体的な取り組み事例を中間報告とともに公表いたしました。

さらに、先月二十八日に開催されました「奈良県・市町村長サミット」において、県及びモデル市町村からこうした説明・報告を行うなど、モデル以外の市町村に対しても連携した取り組みを働きかけております。

なお、議員お述べになりました過去の災害から得られる教訓も重要と認識しており、これまでも災害による被害等の具体的な事例研究を実施してまいりましたが、さらに来年度は、過去に県内で起こった大規模災害の記録や伝承をとりまとめて、広く県民に周知する、そういった取り組みを行うことといたしております。

今後、中間報告をベースに、有識者委員会からのご意見なども踏まえまして、市町村や関係機関とともにさらに検討を進め、来年度中に、策定主体である県防災会議において、計画見直しのとりまとめを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 影山景観・環境局長。

◎景観・環境局長（影山清） （登壇）二十七番森川議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、中国の大気汚染への対応について、観測態勢や県民へ周知する体制を整備する必要があると考えるが、県の取り組み状況はどうかというご質問でございます。

一般大気中のPM_{2.5}の濃度につきましては、県におきましては天理局で、また奈良市では西部地域において、いずれも一時間ごとに測定を行っております。なお、自動車排ガスによるPM_{2.5}の影響を見るためにも、橿原局におきまして同様の測定を行っているところでございます。観測局につきましては、現在の北部、東部に次いで、ことし三月十五日に、来週でございますが、西部の王寺局に、また平成二十五年度早期に南部の大台局に測定機器を増設することとしております。

観測数値について申し上げますと、中国からの越境汚染が問題となりましたことし一月以降で、環境基準値でございます一立方メートル当たり三十五マイクログラムを超えましたのは、一月十三日と三月五日の二日のみでございます。いずれの日も、一立方メートル当たり三十七マイクログラムを観測したところでございます。この環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値で、これを超えても直ちに健康に影響がないものとされています。

なお、三月一日に、国において健康への影響が懸念される暫定指針値として、一日当たりの平均値が環境基準の二倍の一立方メートル当たり七十マイクログラム以上とすることが示されました。また、この暫定指針値を超える場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすなどの対応をとることが有効であるとされております。

また、指針では、朝、午前五時から七時までの三時間の平均が一立方メートル当たり八十五マイクログラムを超えるときには、その日の値が暫定指針値であります一立方メートル当たり七十マイクログラムを超える可能性が高いということで、国民に注意を喚起することとしております。

県におきましても、この暫定指針値を超えると予想される場合には、光化学スモッグ予報の際に既に確立されている周知体制を活用いたしまして、報道機関、学校、市町村等に一斉にファクス送信し、直ちに県民の皆さんに情報提供することとしております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） （登壇）二十七番森川議員からのご質問にお答えいたします。

質問の内容は、河合町域で行われている県道天理王寺線のバイパス整備について、進捗状況と今後の見通しはどうかということでございます。

県道天理王寺線は、天理市を起点として、国道二四号から川西町、河合町域を通過して王寺町の国道一六八号へと至る大和平野中央部を横断する東西の主要地方道でございます。この路線のうち、国道二四号から国道一六八号区間については、川西町保田地区の曾我川の東側から河合町市場地区の県道大和高田斑鳩線までの区間が唯一狭隘な未改良区間として残されています。この区間につきまして、平成二十二年度より二車線の全長一・七キロメートルのバイパス道路を整備するための事業を行っております。

これまで、本事業に関係する河合町の四地区において、地区ごとに地元説明会や必要な設計を行ってきたところでございます。天理王寺線の東側区間は、現道が大きく迂回を強

いられています。さらに、地元の市場地区と城古地区から事業に対する了解が得られていることにより、先行的に事業を進めていきたいと考えています。

その他の区間につきましては、地元の理解が得られた地区から設計や用地交渉を進めるとともに、事業への理解が得られていない地区につきましても、河合町と連携を図りながら、地元のご理解とご協力が得られるように粘り強く説明してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田悟） 林まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（林功） （登壇）二十七番森川議員のご質問にお答えさせていただきます。

馬見丘陵公園の利活用について、馬見丘陵公園を今後も県内だけではなく近隣府県からも多くの方が訪れる公園とするため、どのように取り組んでいくのか。また、公園内の自転車の使用やトイレの利用について、利便性の向上のため、弾力的な運用も必要と考えるかどうかというご質問でございます。

馬見丘陵公園では、歴史と自然に囲まれた憩いの空間づくりを目標に整備を進めておりまして、昨年六月に全面開園をいたしております。この公園を観光や地域振興の拠点として発展させるため、花を生かしたイベントの開催、美しい花による公園の魅力向上に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

平成二十五年度の具体的な取り組みといたしまして、主なものとしまして、一つ目、恒例行事となっております馬見フラワーフェスタ、シェフェスタイン馬見を、内容の充実を図りつつ、引き続き実施します。

二つ目ですが、新たなイベントといたしまして、花ショウブが美しい六月に花菖蒲まつりを実施し、新たなにぎわいを創出します。

三つ目といたしまして、美しい花による公園の魅力向上を図るため、チューリップ等を二十万本植栽いたしまして、来年の春に花のパノラマ景観を創出したいと考えております。

また、四つ目でございます。県民みずからが美しい花壇づくりを行う県民協働花壇を設置いたします。また、フラワーセンターの機能を充実するために、現在、花づくりを実習するガラス温室等の整備を進めておりまして、平成二十五年度中に完成する予定でございます。

今後は、この施設を活用いたしまして、研修を充実させ、多くの方々に花づくりを楽しんでいただくことにしております。

このような取り組みを実施し、県内外の多くの方々に来訪していただきたいと考えております。

次に、公園の利便性向上につながります園内での自転車の使用でございますが、来園者が安全に安心して公園をご利用いただくため、現在、乗り入れ、とめ置きを禁止しておりますが、議員がお述べいただきましたように、園内拠点間に距離があることを踏まえまし

て、自転車をおり、押して通抜けされる場合には、注意喚起を行い、認める方向で検討を進めていきたいと考えております。

さらに、トイレの利用についてでございますが、利用時間につきましては、主に防犯対策といたしまして、現在、午前八時にあけ、夕刻に駐車場と合わせて閉鎖をしております。早朝に多くの方が散策等されている現状を踏まえまして、公園を気持ちよく利用していただけますよう、トイレを常時開放することを検討してまいりたいと考えております。

県といたしましては、これらの施策を通じまして、四季折々に美しい花が咲き、花を楽しんでいただける公園として、また、日常的な散策等にも安心して利用でき、さまざまなレクリエーションにも活用いただける公園として、しっかりと整備を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 二十七番森川喜之議員。

◆二十七番（森川喜之） 大変ありがたいお答えもいただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

また、知事におかれましては、全国で初めて、全県区の中でバス路線など交通網の検討会に入られるというのは、私も視察をいろいろ各都道府県に行きました。その中でも、やはり市町村単独でやっておられるところがほとんどで、本当に我が県にとっては、知事の発想のこの地域交通に県が取り組むということは、やはり大きな成果を期待しております。どうか今後とも、地域の皆さん方のご要望におこたえいただきたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（上田悟） 次に、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。（拍手）

◆二十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。私は、ちょうど一年前に、検診でがんを発見していただきました。この一年間、どれほど多くの皆様に助けていただけたかわかりません。きょう無事に誕生日を迎えることができました。ありがとうございます。（拍手）

ぜひ、自覚のない間に検診を受けていただきますように、皆様をお願いをしたいと思います。

今後は、奈良県の掲げます健康寿命日本一に少しでも貢献できるように頑張ってまいりたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

三・一一から三年目を迎えようとしております。放射線量を気にする日常や、明日の見えない避難生活、それでも人々は懸命に生きています。今、政治が命とどのように向き合うべきかが問われています。二年前の福島第一原子力発電所事故は、原子力発電所が一たび事故を起こせば、時間的にも空間的にも被害が広がり続け、ほかの事故にはない異質の危険を持つことをまざまざと示しました。もはや原子力発電所と人類が共存できないこと

は明らかで、原子力発電所は、今すぐなくすしかありません。放射線から住民の命を守るために、医療政策部長及び景観・環境局長に質問させていただきます。

二月一日から、大阪市の舞洲焼却場におきまして、毎日百トンの岩手県からの震災瓦れきの本焼却が始まり、来年三月までに三千六百トンの受け入れが予定されております。環境省が推進してまいりました瓦れきの広域処理は、当初の六分の一に激減していますが、大阪市での受け入れ量は全く変わっていません。

昨年の十一月二十九日、三十日に行われました試験焼却のときに、子どもの鼻血、目の充血、せき、ぜんそくなど、さまざまな健康の異常が報告されております。

このときは、各地でPM2・5の数値が異常を示し、奈良県でも二カ月間で最も高いとされる数値が出ています。二十九日と三十日、三十五マイクロシーベルトがこの基準です。

今後一年間、毎日焼却が続きますと、周辺住民の命や健康が脅かされるのではないかと危惧をしております。二月の体調の変化の報告によりますと、大阪おかんの会の行いました健康被害報告では、二府八県から六百十九例、奈良県から二十一例が寄せられております。花粉も飛んでいないのに、二月一日から目がかゆい、二歳の次男は、一月二十九日、三十日と下痢をして、三十一日に黄色い鼻水が出て、今も続いている。関東から奈良県に転居し、引っ越し当日まで八歳の子どもは毎日鼻血が出ていたが、奈良県に来て治まっていたのに、今月からまた出るようになったなど、報告されています。

瓦れきには、セシウムなどの放射性物質が含まれている可能性があります。セシウムなどは、燃焼によってなくなることはありません。結局、灰に残されるか、灰と一緒に空中に出ていくかだけです。灰に含まれる分は、フィルターで集めることになっていますが、そのフィルターに高濃度の放射性物質が集積されます。それらの処理方法はなく、大阪市は、その灰を大阪湾の北港処分地に埋め立てています。

もともと自治体の焼却炉は、放射性物質に対する考慮はなく、普通のごみと混ぜてならないものです。高濃度に凝縮された灰の処理まで各自治体で処分するというのは、あまりにも無責任です。セシウムは水に溶けやすく、いつか大阪湾に流出します。今後、巨大地震も想定されており、百年、二百年と処分地を管理することは不可能です。その被害を受けるのは、私たちだけではなく、これから生まれてくる人たちです。もちろん、人間以外の動物も被害を受けています。消すことのできない毒物は、できるだけ拡散させずに、狭い範囲に集めて管理をするのが鉄則です。にもかかわらずに、多額の税金を使い、全国にばらまいています。この理不尽な広域処理に対して、地震と津波で被災した人々とのきずなとか痛みのかち合いなど美しい言葉が付随しており、反対しにくい構造がつくられています。そして、放射性物質の拡散に反対する人たちと東北の人たちという被害者の間の対立構造がつくり上げられます。

今回の瓦れきの広域処理は、原子力発電所事故の情報を出さない、謝罪はしない、責任はとらない、被害は全国民に押しつけるという、そして費用は税金で賄うという構造にな

っています。これを進めると、日本という国は、加害者が得をして被害者を含む国民が損をする国になってしまいます。危険が危惧されることはやらないようにするというのが予防の原則です。住民の命を守るために、日本共産党の奈良県議団として、去る一月三十一日、大阪市・大阪府の瓦れき焼却を中止するように申し入れること、また大気汚染物質などの観測態勢を整備することを求める要望書を県に提出いたしました。改めて強く要望させていただきます。

東北、関東から放射能に汚染されていない土地を求め、多くの方が関西にも避難されています。汚染地域の拡散につながる震災瓦れきの受け入れではなく、ほかの方法により被災地支援を行うべきだと考えます。例えば、今月十三日、福島県の県民健康調査、三万八千人分の結果が発表されました。甲状腺がんが三名、疑いが七人。十名というのは通常では百万人に一人と言われる甲状腺がんが二百五十倍も出ているということが報告されております。

奈良民主医療機関連合会では、奈良県に避難されている子どもさんたちの健康チェックを実施いたしました。今後も継続検査が必要になります。奈良県でホールボディカウンターの機械を購入し、県内で放射線チェックができるようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、放射能から住民を守るために、環境放射線のチェックについて、奈良県でどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

次に、奈良県の経済の活性化につながる対策、二点提案をさせていただきたいと思います。

第一点は、地産地消の学校給食について、農林部長、教育長に質問いたします。

今、子どもの偏食や外食、個食など、子どもたちの食を取り巻く環境が大きく変わっています。学校給食の地産地消は、地場産品を通じ、食文化への理解や関心を高めるなどの食育、生産者の顔が見える、安全・安心で新鮮な野菜など、これらを通じて、地場の農林水産物の消費拡大などにつながります。

奈良の学校給食を考える会の催しで、今治市の安井孝さんのお話を伺う機会がありました。学校給食に地場のものを使うメリットとしては、つくれば必ず買ってくれるところが確定するので、地域の農業振興や遊休地の解消につながることです。今治市では、給食用に特別栽培米を生産、平成十五年に二十六名だった生産者が平成十八年には七十二名になり、栽培面積も五十五トンから百四十六トンにまで拡大しております。二つ目は、生産者は販売促進で所得がふえ、やりがいを感じています。三つ目は、消費者はだれがつくったかわかるので安心。無農薬は体にもいい。四つ目は、環境面からも、遠くから運ぶことを考えますと省エネルギーになります。そして、五つ目は鮮度が抜群です。

今、奈良県の学校給食に大きな変化が生まれています。これまで小学校では一〇〇%の給食が行われておりますが、おこなっていた中学校給食は、奈良市や大和郡山市、大和高田市や香芝市、広陵町、安堵町など、あらたな動きが出てきており、ここで一気に学校給食

が広がる可能性が生まれています。市町村の年間給食費の総額は、人口掛ける〇・一掛ける百八十五日掛ける二百五十円という公式があるとのこと。奈良県の小・中学校で一〇〇％給食が行われた場合で計算いたしますと、六十三億八千二百五十万円になります。現在二五・六％が奈良県産ということですので、さらに四十七億円の可能性のある分野です。保育所や幼稚園を含めればさらに広がります。

奈良県の農業産出額は、平成二十三年、四百四十四億円と、全体として減少しております。地産地消の取り組みは、子どもに安全でおいしい給食を提供するとともに、奈良県産業として農業を振興する上で大きな可能性を持っています。

しかし、一日数百、数千食を二、三時間で調理しなければならない現場や、生産者、保護者とともに食材を一括、安定供給や価格がネックになり、なかなか進まない現状が見られます。タマネギ、ジャガイモ、ニンジンなど主要食材を賄うには、千人規模の学校で一品目一トンあれば賄うことができるそうです。

今、大和郡山市の取り組みで、学校給食約四千九百五十人分に年間二十トンのタマネギを使用しております。これを地元で調達しようと、お母さんたちがグループで栽培を始めているそうです。県の作付け指標では、一反当たり五トンの収穫があるとされておりますので、二十トンなら四反あれば賄えることになります。奈良県の農家一戸当たりの平均耕作面積が七・八反ですから、二、三軒の農家が協力をしてもらえれば可能な話です。余った野菜は販売し、不足分は調達する直売所などの機能も必要です。

奈良教育大学附属小学校では、奈良県産の野菜をはじめ、牛肉、豚肉、しょうゆ、豆腐、牛肉、麺類など地元のものを使うことで、新鮮でおいしく残食が少ない、生産者への感謝の気持ちや、また市場に卸さない分、安い価格で調達ができる、給食調理の時間短縮のため学校側の意見も伝えられる、生産者の思いを子どもたちに伝えられるなど、地元のものを食べさせるだけではなく、農産物にかかわる人と人とのつながりも子どもたちに学ばせる場にもなっております。具体化のためには、各地域ごとに前向きな姿勢で話し合える場づくりが必要です。行政と生産者が受給量の確保策や入札のあり方、保護者も交えての企画、価格など、意見交換をして、地域の実情やニーズに沿った柔軟な対応がかぎを握っていると思います。

学校給食の主な実施主体は市町村ですが、進んだ県では、給食における地場産農産物の利用促進も図るために、食育推進課が設置され、学校給食者と生産者等の意見交換会が開かれるなどの取り組みで、安全でおいしい豊かな学校給食の取り組みが広がっています。地産地消をさらに推進するべきだと思いますが、県の考えをお聞かせください。

東京都調布市の小学校で、乳製品にアレルギーのある小学校五年生の女兒が給食でチーズ入りのチヂミを食べて死亡事故が発生し、関係者の方々の関心が高まっています。アレルギー疾患を抱える子どもたちに対して、学校給食においてはどのように対応しているのか、県教育委員会が把握をしております食物アレルギーを有する児童生徒の状況と県教育委員会の取り組みについてお聞かせください。

二つ目の提案は、公契約条例です。会計局長にお伺いいたします。

公契約条例につきましては、二〇〇九年野田市で最初につくられまして、その後広がり、現在では七自治体で条例が、一自治体で指針が作成されております。

日本自治体労働組合総連合の公契約運動推進委員会の報告によりますと、野田市で公契約条例を実施した二年間の特徴として、労働者の賃金底上げに着実な成果を上げつつあることが挙げられております。最低賃金ぎりぎりの業務委託の労働者で時給百円上がっているなど、底上げ効果が生まれています。公契約条例の対象を、予定価格五千万円以上のものとしておりますが、四千万円以上の契約には、総合評価制度に公契約条例の内容を含めるなど効果が上がる工夫が行われております。条例の実施に関しての事務は、行政側、事業者側、いずれも混乱はなく、担当職員も一名で対応できるとのことでした。

川崎市では、条例制定後は、最低水準以下で働いている実態が明らかになり、実際の現場で確認する体制の強化が重要と言われております。

昨年八月、奈良県、三重県、和歌山県の三労働局が合同で紀伊半島大水害の災害復旧工事を対象に一斉監督を実施したところ、労働安全衛生法などにつきまして、奈良労働局管内におきましては、七四％という高い違反率になりました。また、本県では、平成二十三年度、県の公共事業において、近年になかった死亡労働災害が二件発生いたしました。昨年奈良県が行いました、奈良県が発注しております建設工事と業務委託の実態調査によりますと、正規と非正規で一・六倍の賃金格差、元請けと下請けで一・三倍の賃金格差、社会保険の加入は、下請け企業の労働者におきましては、四分の一が未加入であったことが報告されました。適正価格での公共事業や業務委託がなされない場合に、しわ寄せは人件費削減や雇用にまで及び、建設業者の人たちの営業が成り立たない深刻な事態も起きています。

奈良県でも、災害復旧など緊急性のある工事でも、現場の人手不足などで応札されずに再入札などの実態が起き、昨年は、土木部の入札におきまして十六件、総額で四億六千万円の工事が応札がないということが起きています。その結果、その一部が、予算がついても事業が執行されない深刻な状況は、地域経済にとって大きな損失です。公契約条例の目指すところは、公契約によって労働者の適正な労働条件を確保することにより、提供されるサービスの質の確保や社会的価値の向上、県民が安心して豊かに暮らせる社会の実現にあります。奈良県議会では、二〇〇四年の六月議会で、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書が、また二〇〇九年三月には、公契約に関する基本法の制定を求める意見書が決議をされております。官製ワーキングプアをなくすことは、安定した雇用、税収の増加、消費の拡大など、内需拡大によります景気回復につながっていきます。

昨年九月の議会では、知事は山村議員の公契約条例の制定に向けての質問に、都道府県レベルでは公契約条例を持っている県はないが、実態調査を踏まえ、法制面の検討を行い、関係団体との調整を行うなどの取り組みを引き続き進めていきたいと思っておりますと

答えておりますが、その検討状況と、いつまでに具体化をされるのか、見通しをお聞かせください。

三点目に、地域福祉支援計画の具体化につきまして、健康福祉部長に伺います。

私は、四十年前に、孤独死のニュースに衝撃を受けまして、ボランティアでお年寄りの家庭を訪問したことがありました。当時は、ヘルパーの前身でございます家庭奉仕員さんがおりまして、地域の困難な家庭は、行政が把握して訪問やケアを行う体制がありました。今日、介護保険制度もできたのに、孤独死や無縁社会が問題になり、NHKの漂流老人の番組は衝撃を与えました。当時それほどの衝撃を受けたことが、今では孤独死や孤立死と呼ばれて、だれでも他人事ではなくなってきているところに、問題の深刻さを感じております。

平成二十一年の九月議会で、私は、こういった孤立死の問題も含め、今、既存の福祉制度だけでは対応しきれないさまざまな問題が地域に集積されていることを取り上げ、県に地域福祉支援計画の策定を提案いたしました。当時、福祉部長だった杉田副知事は、来年度に策定すると答弁されましたが、震災や大水害などもありまして二年おくれましたけれども、約束を果たしていただくことができました。市町村は、地域福祉計画を策定することができるとされており、県内では十一自治体で策定されておりますが、まだまだおくれしております。外部に委託してきれいな文章を並べても、絵に書いたもちでは意味がありません。これは、地域で起きたさまざまな事例を共有して、検討しながら課題を見つめ、具体的な対策を重ねていくような策定過程が重要ではないかと感じております。それには、事実を見つめることが重要です。

私は、三年前に、地元で、つながり支え合いのまちづくりをテーマに学習会を行いました。それに向けて、北葛城郡の行政や医療福祉関係者、民生委員さんなどにアンケートをお願いしたところ、回答がございました二十五通のうち、孤独死に遭遇した経験があったのは四例、その多さに驚きました。回答の中には、地域のコミュニケーションの大切さ、家族が遺体の引き取りを拒否して、後の費用を行政が負担するという。倒れているという通報が入ったときのかぎを開ける方法など具体的な課題が提起されています。

今回の地域福祉支援計画で、始めて孤立死という言葉が登場しました。孤立死には、介護者が先に亡くなり、後から介護を受けてきた人がともに亡くなるなどのことも含まれるように思います。

問題は、亡くなってから見つかることや、発見されるまでの日にちよりも生きている間に本来受けられる支援がありながら生存権が脅かされる状況が長期に続いていることです。インディアンのお話に、人間の幸せは、生まれるときは泣いて生まれて、周りに笑顔で迎えてもらう。死ぬときは笑って、周りの人に泣いてもらって亡くなるという、こういうのがあります。

県民の皆さんが安心して地域で暮らしていくために、互いが気遣い、支え合って生活していく仕組みづくりが大切です。そのためには、市町村における地域福祉計画の策定が進むことが必要だと考えます。

そこで、健康福祉部長にお伺いいたします。県は、地域福祉支援計画を策定しようとしておりますが、今後、この計画を市町村にどのように広め、地域の課題に対応しようとしているのか、お伺いいたします。

県土マネジメント部につきまして、知事にお尋ねしたいと思います。

今年度から、土木部の名称が県土マネジメント部に変更されることになっておりますが、土木部は、長年親しんだ名前でもともと公共事業は、土と木によって行われてきたものであります。これから奈良県が、もっと木材を活用されようとしているときに、土木部の木を抜き、県土マネジメント部という聞いたことのないような名称にされることにつきましては、県民の混乱も予想されまして、反対です。また、余分な経費も生じると思います。従来どおりの土木部に変更すべきだと考えますが、経費をかけてまで変更される意図は何か、お尋ねしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。お答えによりましては、議席からお尋ねさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（上田悟） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十九番今井議員のご質問がございました。

私に対しましては、一つだけでございます。県土マネジメント部はどういうつもりでつくのか、名前を改称するのかというご質問でございます。

土木という言葉でございますが、ちょっと勉強させていただきましたが、明治時代より使われておりますが、その起源は相当古く、紀元前百五十年ごろの、中国の前漢の時代の淮南子という哲学書に出てくるという由緒ある名前だそうでございます。築土構木、つまり「土を築き、木を構へて」という言葉が語源だそうでございます。築土構木で人民の安全を守るという言葉が語源だそうでございます。しかし、その築土構木の中の土と木という、いわば材料の部分を取り上げて土木といったものでございまして、築と構という作業、動詞の部分は取り上げなかったということでございます。材料、現代の名称で言いますと、コンクリートと鉄骨ということになると思いますが、コンクリートと鉄骨というのは、なかなか今、受けない名前だと思っておられる方も多いというふうにお聞きしております。

一方、マネジメントという言葉でございますが、ドラッカーの本で有名になりましたが、土木部の仕事はマネジメントが重要だと思っております。土木部の仕事は、道路、下水道、河川などのインフラの建設だけでなく、維持、管理、利活用の仕方をどう考えるかなどだと思いますが、そのような全体が県土のマネジメントと考えております。奈良県の活性化のかぎは、インフラの整備、管理、活用の仕方にあると思います。県土をうまくマネジメントすることにより、地域の活力を呼び、安全・安心を確保するということができると思います。

土木という名前は、最近まで多く使われてまいりましたが、最近では、使われ方が少なくなってきました。大学の学科名でも、土木工学科を使うところは本当に少なくなりました。土木部長の出身校であります東京大学でも、土木工学科は社会基盤学科になっているということでございまして、国土交通省におきましても、局や部の名前では使われておりません。県の中の部の名前だということでございます。また、県庁などの組織も、土木部から県土整備部などへ名称変更するところが多くなり、だんだんその名前が増えております。私は、県土整備部の整備をさらに一歩進めて、県土をマネジメントする部署ということにしたいと思っております。

組織名の変更にかかる経費でございますが、公印や所属名表示などのごくわずかの経費だと思います。経常的な費用の中で賄っていきたいと思っております。最近の部の組織変更は、くらし創造部、産業・雇用振興部、まちづくり推進局などがございましたが、これは組織に求められているミッションや課題を明示された部の名称になっています。今回は、マネジメントという名称で、ミッションや課題を明らかにしたいと思っております。ミッション、課題が明示された部の看板の下で働き、名刺を持っていますと、職員はいつもそのことを考えて、仕事のできがよくなる傾向があると思っております。組織の名称を、工事の材料の名称とするのではなく、ミッションや課題を明らかにする名称にしたいというふうに思うものでございます。

インフラの建設・管理、よき利活用によって、県土を発展させ、県勢を発展させるという基本的なミッションを自覚し、仕事に励むべきという気持ちを込めたものでございます。

ご質問、ありがとうございました。

○議長（上田悟） 高城医療政策部長。

◎医療政策部長（高城亮） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私への質問は、放射線から住民の命を守ることについてということでございまして、東日本大震災のため、被災地から県内に被災されている子どもの健康診断に、県がホールボディカウンターを購入し、県内で放射線チェックができるようにすべきと考えるがどうかというご質問でございます。

東京電力福島第一原子力発電所での事故発生当時に、福島県内に居住されていた方につきましては、現在、福島県は、甲状腺検査などの県民健康管理調査のほか、ホールボディカウンターによる内部被爆検査が実施されています。

このホールボディカウンターによる内部被爆の検査につきましては、福島県が国の財源をもとに設置した基金で検診車などの医療機器を整備するとともに、医療機関などに検査委託を行っているという状況でございます。

既に公表されている情報によりますと、十八歳以下の子どもと妊婦を優先的に検査、実施しているということでございまして、本年一月末現在で十一万二千人余りの検査が完了しているところでございます。その全員が健康に被害が及ばない数値であるという報告がされております。

福島県外に避難された方に対しては、高性能の検査機器を有する新潟県、青森県、広島県の医療機関において、福島県の委託を受け、同様の検査が行われております。それ以外の県につきまして、福島県が検査の進捗に応じ、ホールボディカウンターの検診車を派遣することを検討されていると伺っております。

福島県から奈良県に避難されている方は、本年二月十五日現在、四十三世帯百五人おられますが、今のところ、福島県から奈良県の医療機関に検査委託する予定はないということでございます。

これまでの検査結果から見た緊急必要度、検査対象者一人当たりの整備コスト、それから原子力発電所の事故に関連する検査費用の負担のあり方などからかんがみまして、県独自でホールボディカウンターの機器を整備し、検査を行うことは、現時点で考えておりません。

なお、奈良県に避難されている方から検査のお尋ねがあれば、必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 影山景観・環境局長。

◎景観・環境局長（影山清） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、環境放射線のチェックについて、県はどのような取り組みをしているのかというご質問でございます。

本県では、放射線観測のモニタリングポストを奈良市、大和高田市、宇陀市、下市町の四カ所に設置しております。それで空間放射線量の測定を行っております。また、保健環境研究センターにおきまして、大気中の浮遊塵、大気中に浮いておりますほこりでございます、これや雨などの降下物などに含まれます放射性物質を測定しているところでございます。

空間放射線量の測定結果で申しますと、福島第一原子力発電所の事故前後で数値に全く変化は出ていない状況でございます。

また、大気浮遊塵及び降下物につきましては、原子力発電所事故に起因すると考えられる放射性物質の沃素やセシウムが、事故直後から四カ月間は、健康に影響のないものですが、ごく微量検出されました。しかし、平成二十三年八月以降、現在まで検出はされておられません。

これらの測定値は、県や文部科学省のホームページで公表をしており、空間放射線量の数値に変化があるときや、沃素、セシウムが検出された場合には、すぐさま報道発表を行い、県民の皆さんへの情報の提供を徹底しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田悟） 富岡農林部長。

◎農林部長（富岡義文） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対するご質問は、学校給食における地産地消の取り組みについて、今後さらに推進すべきと考えるかどうかでございました。

学校給食への県産農産物の活用につきましては、地産地消や食育の観点から意義のあることと認識しております。本県の学校給食における地産地消の取り組み状況は、平成二十二年で二五・六％となっており、五年前の平成十七年の一二・三％に比べて一〇％以上向上しています。

しかし、これをさらに推進していくためには、幾つかの課題がございます。その中で、最も大きな課題として、市町村給食センターでは、児童生徒数に応じて、ある程度まとまった量の農産物をあらかじめ決められた日に仕入れる必要がありますが、本県では、兼業農家が大半を占め、少量多品目の生産を行っていることから、供給量に限界があることが挙げられます。

このため、県では、地域のリーダーである指導農業士のご協力も得て、農家の方々にグループを組んでいただき、取引先の農産物直売所などを通じて計画的に安定供給していただく仕組みづくりを強化していきたいと考えております。

また、県学校給食会が、県産農産物をジャムや漬物など保存がきくように加工して提供する取り組みに対し、県としてもその充実に向け農産物の生産情報の提供や栽培農家の紹介などに積極的に協力してまいります。

県といたしましては、市町村や県学校給食会等と連携を密にして、これらの取り組みを今後さらに強化し、より多くの県産農産物を学校給食に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 田中会計局長。

◎会計管理者・会計局長（田中敏彦） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましての質問は、本県でただいま検討しております公契約条例につきまして、その検討状況と今後の見通しについてのご質問でございます。

公契約条例につきましては、一昨年六月、部局横断的な検討チームを設置いたしまして、幅広く検討を進めてまいっております。昨年九月以降につきましては、毎月一回のペースで検討会を開催いたしまして、公契約の相手方を選定するに当たって、これまで主として価格や技術的能力の観点から評価をしてまいりましたが、適正な労働条件の確保など社会的価値に関する寄与度も評価項目に追加する方向で検討を行っております。

また、この条例の対象とする事業者の範囲をどの程度にすればよいのか、さらには、本条例の実行性を確保するために、事業者からの報告の確認や立入調査を実施できるか否か、虚偽報告をした場合などにはペナルティ措置を講じる、そういったことなど法制面も含め、さまざまな事項について検討を進めてまいっております。

現在、他の都道府県で公契約条例を制定しているところはありません。本県でこの条例を制定することになれば、先進的な事例となります。そのことから、議員もご質問のところでお述べいただいておりますが、この条例の制定が、労働者の適正な労働条件の確保につながり、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することにならなければなりません。そのために、さらに議論を深め、関係機関との調整を行い、できる限り早期の制定を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 江南健康福祉部長。

◎健康福祉部長（江南政治） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、県は地域福祉支援計画を策定しようとしているが、今後、この計画を市町村へどのように広め、地域の課題に対応するのかというお尋ねでございます。

少子高齢化や経済不況、また人々の価値観や生活様式の多様化、地域と家庭とのつながりの希薄化といった昨今の社会情勢によりまして、既存の福祉制度だけでは対応しきれないさまざまな福祉課題が生じております。このような課題に対応するためには、課題を地域社会の問題ととらえまして、住民が主体となって、行政やＮＰＯ、関係機関等と協力して解決していく、新たな支え合いの仕組みの構築、すなわち地域福祉の推進が必要でございます。このために、市町村における地域福祉の取り組みを進めることを目的といたしまして、今般、県では、地域福祉支援計画を策定することといたしました。

この支援計画におきましては、地域の福祉課題を解決するための手順を具体的に示すとともに、支え合いの体制づくりや地域福祉の担い手づくりなど重点的に進めることとしております。また、市町村が地域福祉計画を策定するためのガイドラインも提示いたしまして、市町村計画の策定促進も図ることとしております。

具体的な取り組みといたしましては、平成二十五年度から新たな地域の絆づくり事業といたしまして、地域での実践活動経験を持つ外部の有識者等で構成いたします地域福祉推進委員会を立ち上げるとともに、この委員会での検討を踏まえながら、二つの市町村において支え合いの体制づくりを行うモデル事業を実施したいと考えております。

このモデル事業におきましては、地域で支援を必要とする人を見逃すことのないよう、社会福祉士等によりましてニーズ調査を実施いたします。そして、課題を的確に把握することとしております。その上で、課題解決に向け対応していく体制づくりへとつなげまして、さらにその成果を他の地域へ広げていきたいというふうに考えております。

このような取り組みとともに、今回の支援計画の策定を契機といたしまして、地域住民が参画した実効ある地域福祉計画が策定されますように、市町村の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、学校給食について、食物アレルギーを有する子どもたちに、学校給食でどのように対応しているのか、それから、アレルギーを有する児童、生徒の状況はどうか、県教育委員会の取り組みについて聞くというお尋ねでございます。

近年、食生活や生活環境全般の変化等に伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されており、学校給食における食物アレルギー対応がますます重要な課題となっていることは十分認識しております。

平成二十四年度奈良県学校給食実施状況等調査では、公立小・中学校及び県立特別支援学校で、特定の食物を摂取することによって皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身にアレルギー反応が生じる児童生徒は、小学校、特別支援の場合、小学部、この二つで千七百十一名、中学校等では二百九十名となっております。

文部科学省が定めた学校給食実施基準の中では、食物アレルギーのある児童生徒に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることとされております。これに従い、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会及び県立特別支援学校にこの旨を周知するとともに、具体には、各学校が作成した食物アレルギー対応手順に基づいて除去食や代替食等での対応等を実施しているところでございます。

また、県教育委員会では、食物アレルギー対応は、まずアレルギーへの認識を深めること、事故防止及び危機管理対応の徹底を図ることが必要となることから、管理職、養護教諭及び栄養教諭等に、毎年研修会を開催しております。本年度は、日本小児科アレルギー学会評議員の木村医師を招聘し、「学校給食におけるアレルギー対応について」と題して、食物アレルギー対応における校内体制の整備や学校での取り組みに求められるものなどについてご講演いただき、約百五十名の参加があったところでございます。

今後とも県教育委員会といたしましては、学校給食関係者へのアレルギー対応に係る研修会等を継続的に開催し、教職員の資質向上を図り、アレルギー疾患を抱える児童生徒に対して学校給食が安全に実施されるよう努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（上田悟） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁、ありがとうございました。

質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

県土マネジメント部、知事のお考えをお聞かせいただきました。私は、県の部局の名前というのは、県の姿勢を示すという面と、それから県民の皆様に親しまれて、ここに尋ねればこの仕事をやってもらえるという、わかりやすさという面と、両方あるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういう意味で言いますと、県の部局の名前というのは、だれのためのものなのかというのをもう一度、知事にお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、いろいろお聞かせいただきましたけれども、環境の関係では、やはり数値で出ていなくても、子どもの体で感知をしたり、いろいろな健康の問題が出てきています。特に、除染とか、今、いろいろ皆さんが気にしているのは、結果的に健康にどんなふう被害を及ぼすのかということが一番気になることでありまして、私は、むしろ国の施策として、すべての都道府県にホールボディカウンターを設置するぐらいの、これだけの緊急補正するんだったら、するべきではないかというふうに思うわけですが、それとしては、意見を申し上げておきたいと思います。

そして、公契約条例、できるだけ早くということを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

地産地消の取り組みにつきましては、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして今、中学校給食、どういうあり方がいいかという検討しているところがたくさんありますので、少人数の自校方式が一番地産地消しやすいということを、ぜひ知らせていただきたいということをお願いしておきたいと思い、知事にご答弁をお願いします。

○議長（上田悟） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） ご質問を確認いたしますが、県庁の組織の名前はだれのためのものなのかというご質問ですが、ちょっと答えようがないように思いますんですが、どのように答えればいいのでしょうか。日本共産党という名前はだれのためのものなのかという答えはあまりないかもしれない、あるいは、ご自身はおありになるかもしれませんが、今、申し上げましたように、県庁の仕事、組織の名前は、やることの内容を明確にするというのがとても大事であると思います。そのように考える県庁が多くなってきて、どんどん名前が変わってきているわけですが、親しまれているというのと名前を変えちゃいかんというのは、混同されていないように思うんですが、今、県土整備課という名前は、土木部よりも県庁の中では数はふえているように計算しております。土木部を守るべしというのは、全国的な県庁の部の名前としては、一番の名前じゃなくなっているということはお存じかもしれませんが、奈良県では親しまれているが、ほかでは親しまれていないというふうに判断されるものかされないものか。その、だれのためのものなのかという質問が、ちょっと意味をとりにくく思ったので、自問自答しながらこのような感想を述べている次第でございますけれども、直接のお答えは、正直な気持ちで、しにくいように思うんですが、県庁の組織は、県勢発展のためのものであるというふうに、だれというよりも、目標を明示して仕事をしてもらいたいというふうに知事としては思っているということを、繰り返しになりますが、お答えしておきたいと思います。

○議長（上田悟） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） 土木事務所は土木事務所の名前で残すと聞いておりますので、統一性をとるべきではないかというふうに意見だけ申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（上田悟） しばらく休憩します。

△午後二時三十九分休憩

△午後二時五十三分再開

○副議長（高柳忠夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十六番岩田国夫議員に発言を許します。――二十六番岩田国夫議員。（拍手）

◆二十六番（岩田国夫） （登壇）議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私で今議会、十三人目の質問者となりますので、重なる質問もございますが、ご答弁よろしく願いいたします。

それでは、最初に、エネルギー政策についてお伺いいたします。

三・一一の東日本大震災により福島第一原子力発電所の事故が起こってから二年になろうとしていますが、いまだ被災地では、仮設住宅に入りながら懸命に頑張っておられる住民の方々も多数おられ、復旧・復興への取り組みはまだまだこれからのように感じられます。

原子力発電所の事故により、国をはじめとして国民の間にもエネルギーに関する広い議論が起きました。また、昨年、一昨年と電力需給逼迫による節電への取り組みもあり、電力の供給と消費の両面において、エネルギーに対する問題を考える機会となりました。

その間、国においては、将来のエネルギー供給の構成をどのようにするのか、エネルギー・環境会議で検討もされ、一定の考えも出ましたが、政権交代もあり、将来のエネルギー構成については、今後見直される状況にあります。

こうした中においても、昨年七月には再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国において固定価格買取制度が施行されたことにより、再生可能エネルギーが拡大している現状にありますが、今すぐすべての原子力発電所を廃止し、かわりに再生可能エネルギーがとってかわられる状況ではありません。

単に原子力発電所を廃止しても、使用済み核燃料の処理をどのようにするのか、先の見通しが立っているようには思えませんので、これらは今後の大きな課題でもあり、国民が納得するような方法があるのか、勉強しなければならないと思います。

また、不足する電力を火力発電で補っているため、平成二十三年度は、火力発電の供給に占める割合が前年度と比べると、関西電力では一七％、東北電力では一四％ふえ、発電コストの増加により平均約一一％の電力料金の値上げ申請につながっているという現状であります。

そういったさまざまな課題が生じている中で、少しでも環境に優しい、安全なエネルギーをふやすために何ができるのかを調査するため、環境の先進国であるドイツ、スウェーデン、デンマークの三カ国を県議会のご理解を得て、同僚の議員と一緒に昨年十一月に視察に行かせていただきました。

二〇二二年に稼働している最後の原子力発電所をとめるとしたドイツは、電力の安定供給に向けて、再生可能エネルギーの普及活動に計画的に取り組んでいます。

特に、人口七百五十人のユーンデ村では、農山村に豊富な間伐材などの農林業残渣に加え、空き農地でエネルギー作物を栽培し、地域内で生み出した資源をバイオガスによる地域暖房施設としてエネルギー化するという約五億円の構想について、大学と連携して住民が納得するまで話し合いを行い、バイオマス発電設備を設置したり、発電機を冷却するときの水を利用し、地下パイプを通して熱を供給するといった事業が実現しました。

また、発電量の半分は村内で利用し、残りは売電しています。財政的にはまだ利益はありませんが、将来的には、先行投資の結果が大きな利益をもたらすように取り組んでいくとのことであり、このような団体が、ドイツでは百三十二あります。

一方、奈良県においては、原子力発電による電力の恩恵を受けていることから、昨年、知事が原子力発電所立地県の苦労を理解し、感謝しなければならないということで、何かお手伝いすることはないかと思われ、使用済み核燃料の貯蔵について考えられました。使用済み核燃料は、大変大きなもので、移動が大変なため、無理であるということがわかりました。反対の声もある中で、あえて検討された知事の姿勢を高く評価するものであります。

また、原子力発電所立地県の苦労を理解して感謝するという意味からも、県としてできることを考えますと、地域の資源を活用し、太陽光発電だけでなく、木質バイオマスの活用、小水力発電といった再生可能エネルギーの導入、普及を促進することが必要です。

さらに、促進に当たっては、数値目標を示すことで、より着実に推進できると確信していますとともに、全国の県に先駆けて、環境エネルギー立県となられることを切に願うものであります。

そこで知事にお伺いします。

現在検討されているエネルギービジョンを踏まえ、奈良県の特性を生かしたエネルギー政策として、来年度どのような取り組みをされるのでしょうか。

次に、若者の雇用対策についてお伺いします。

我が国の経済は、一部に弱さが残るものの、下げどまっているとされています。しかしながら、内閣府の月例経済報告では、雇用情勢は依然として厳しさが残る中で、このところ改善の動きに足踏みが見られるとの報告がなされています。

本県の状況については、先般公表された平成二十五年一月の奈良県の有効求人倍率を見ますと、〇・七一倍と前月より〇・〇一ポイント上昇したものの、全国を〇・一四ポイント下回る厳しい状況にあり、安定した雇用の実現が強く望まれるところであります。

また、本格的な人口減少社会を迎える中で、いかにして労働力を確保するのも大きな課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県の人口は、平成十二年の百四十万人から平成四十七年には百十万人まで減少し、十五歳から六十四歳の、

いわゆる生産年齢人口は、この間、三〇%減少し、高齢化は全国より早いスピードで進むと予測されます。

こうした予測の中、地域経済の自立的な発展を図るためにも、だれもが意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現を目指すことが重要ではないかと考えます。

また、若者の雇用が深刻な課題となっています。新卒者を取り巻く就職状況は依然として厳しく、特に県内大学の新規大学卒業予定者の就職内定率は、平成二十四年十一月末現在、五七・〇%と全国の七四・八%に比べて極めて低い水準となっています。また、高校卒業者の就職内定率も全国平均を下回るなど、新規学校卒業者の就職環境は厳しいものとなっています。

多くの若者が就職先を見つけられず、不安定な状況になることは、本人だけの問題ではなく、今後の経済や社会の活力の低下を招くものと危惧されます。働く意欲がある若者への雇用の確保は、重要な課題であります。また、産業構造の変化に伴い、非正規雇用の若者の割合が増加し、不安定な就労状況になっていることも大きな課題です。

ニート状態の若者への対応など、複雑で深刻な問題も顕在化しており、若者の就労に対する積極的な支援が強く求められています。

雇用対策については、国の果たす役割が大きいと言われていますが、県民に身近な行政主体として、県の果たすべき役割も、非常に大きいと私は考えています。

地域経済の活性化という観点も含め、これまでも若者の雇用対策にさまざまな取り組みを進めておられますが、さらに県独自の積極的な施策が期待をされるところです。

そこで知事にお伺いします。

新卒者を含めた若者の雇用対策について、来年度どのように施策を展開されるのか、お考えをお聞かせください。

次に、奈良の歴史を活用した観光振興についてお伺いします。

二〇一〇年に行われた平城遷都一三〇〇年祭は、県内各地に国内外から多数のお客様をお迎えし、奈良の持つ歴史的意味や価値をお伝えすることができ、大変意義のある取り組みでありました。本物の奈良と歴史のすばらしさを多くの方々に味わっていただいたことが成功の大きな要因だったと思います。

平城遷都一三〇〇年を契機に、中国や韓国の地方政府とともに奈良県が提唱して立ち上げた東アジア地方政府会合は、今やASEAN諸国からの会員も含め、七カ国六十四地方政府が加盟する大きな国際会議に成長しています。また二〇一一年から県立大学を主会場に開催している東アジアサマースクールは、中国、韓国、ベトナムから学生などが集まり、日本の学生たちとともに東アジアの文化について学ぶ場となっています。このようなユニークな取り組みを奈良県が展開できるのは、千三百年前にこの地で東アジア地域との活発な交流をもとに、国家の基礎が築かれたという歴史があるからだと思います。

私も、平城遷都一三〇〇年祭をきっかけに、奈良の歴史、地元の歴史に一層興味を覚えるようになりました。例えば、石上神宮、これは、古事記にその名が記されている最も古

い神社ですが、ここに伝わる七支刀は、百済から献上されたとの記述が日本書紀にあり、古代の東アジアと日本との交流の一つのあかしではないかと、大変ロマンをかき立てられます。

このような古代の国際交流を物語るゆかりの地は、私のふるさと、天理市はもちろんと、飛鳥や葛城地域など県内各地に点在しております。

知事は、奈良の価値は歴史そのものであると日ごろから述べられておられ、奈良の歴史を活用したさまざまな事業を展開されています。

中でも、古事記、日本書紀など奈良県ゆかりの歴史素材を活用した記紀・万葉プロジェクトや、東アジア地方政府会合をはじめとする東アジアとの交流は、本物の奈良を実感していただける取り組みとして、大きく評価できるものであります。

そして、このような奈良県の独自性を発揮できる取り組みをより積極的に推進していくべきだと考えます。

そこで知事にお伺いします。県においては、記紀・万葉プロジェクトをはじめとした奈良の歴史を活用した観光振興についてどのような考えで進められていくのかお聞かせ願います。

次に、在宅ケアの推進についてお伺いします。

団塊の世代が七十五歳に到達する二〇二五年には、満六十五歳以上の高齢者人口が全人口に占める割合は三〇%を超えると予想される中で、介護が必要となった高齢者の生活をどのように支えていくのかということは大変重要な課題であります。

介護保険制度は、平成十二年四月に介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念として創設されて以来、さまざまな見直しを加えながら、今日に至っていますが、来るべき超高齢者社会にどのように対応していくのかについては、介護保険制度の適正な運営やさらなる改善とともに、制度外の取り組みも含め、国民共通の課題として社会全体で解決を図っていかねばならないと考えます。

さて、県の実態調査によりますと、介護を受ける側である要介護者の約六割は、自宅に住んで介護を受けたい、また介護する側の約五割が自宅で介護したいと希望されています。また、若年者、高齢者、要介護者とともに約五割の人が、最期を迎えたい場所について自宅を希望されております。

一方で、高齢者は年を重ねるについて疾病を有するケースが多くなってきていますので、ご本人や介護をされるご家族が望んでおられるように、住みなれた我が家での生活を継続していくためには、在宅で医療的なケアのニーズにどこまで対応できるのかということが大きな分かれ目になってくると思います。

病院に入院しても在院日数は短くなり、急性期を脱して病状が落ち着いてくると退院になる。開業医の方からは、最近では病気が治りきらないうちに退院してこられるというお話もよく聞きます。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。

加齢とともに疾病を有することが多い高齢者が住みなれた地域での生活を継続していくためには、医療と介護の継ぎ目のないサービスを在宅で受けることができる環境を整備することが必要と考えますが、県ではどのような取り組みをしていかれるのでしょうか。

次に、本県におけるため池の地震対策についてお伺いします。

東日本大震災においては、岩手県、宮城県、福島県の三県にある約一万二千五百カ所のため池のうち約千八百カ所のため池において、のり面の変形や陥没による損傷、亀裂など多くの被害が発生したと聞いております。そのうち、福島県では、三カ所のため池が決壊し、藤沼湖ではとうとい命が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。

さらに、福島第一原子力発電所での事故をきっかけとする原子力発電所の設置に関する安全基準の見直しでは、活断層の存在が大きな問題となっております。本県には、大和盆地及びその周辺の中山間地域には、古くから多くのため池があると聞いております。

今後、近い将来において起こると言われている東南海・南海地震や活断層の活動に伴う内陸型地震など大規模な地震が発生した場合、ため池が決壊する懸念はないのでしょうか。

私が住んでいる天理市には、約二百カ所のため池があり、地域の貴重な農業用水源として農業経営の安定のみならず、水辺環境の形成など地域住民の潤いある生活に大きく寄与してまいりました。

そのうち約半数が国道一六九号より東側の山ろくに存在しており、これらのため池は谷をせきとめてつくられた堤防の高い山池がほとんどであり、大規模な地震で決壊した場合、下流住民の人命や財産などに重大な被害をもたらすことが予測されます。

ため池の下流に住む住民からは、大規模な地震が発生した場合、ため池の安全性について心配する声も聞いております。

そこで農林部長にお伺いします。

住民の安全・安心確保の観点から、大規模地震が発生した場合に備えて、ため池の安全性の確認が必要だと考えますが、どのような取り組みをされておられるのかお伺いいたします。

次に、通学路の安全対策について土木部長にお伺いします。

通学路の安全対策については、昨年四月以降、登下校時の児童が犠牲となる悲惨な事故が多発したことを踏まえ、さきの六月議会の代表質問において、安全・安心に通学するための歩道整備を、予算の確保も含めて行政、学校関係者、我々議員が一丸となって、今こそ重点的に進めるべきであると私の考えを述べさせていただきました。土木部長からも同じ考えで取り組んでいただけるとの答弁をいただきました。

その後、県では、行政と学校関係者が連携し、県内の公立小学校の全通学路を対象に、緊急合同点検を実施されました。このような点検は初めての取り組みであり、地元の関係者もありがたく評価するとともに、非常に期待をしているところであります。

これまで、通学路のルートの設定や課題に対する対応等については、主に各小学校や教育委員会が行っており、これらの情報が道路管理者や警察には届かず、十分な対応が図れていない市町村もあったように聞いております。今回の点検を契機に、今後は、教育委員会と道路管理者、警察が情報を共有しながら、通学路の安全性の向上に向け連携して取り組むべきではないでしょうか。

今回の点検の結果では、対策が必要な危険箇所は、県内で千三百四十一カ所に上り、私の地元の天理市でも、県道福住横田線の標本をはじめとして五十六カ所存在しています。また、その多くは市町村道であるとも聞いております。この数字に驚くとともに、改めて通学路の安全対策は喫緊の最重要課題であり、国、県、市町村の関係者が一丸となって重点的に取り組む必要があると考えます。

自公政権における緊急経済対策においても、暮らしの安心・地域活性化を重点分野の一つとして、その中に通学路の安全対策の推進を折り込むとともに、新たに防災・安全交付金を創設したところです。今こそ、これらの補正予算を最大限に活用し、多くの危険箇所の安全性を少しでも高められるよう、関係者が一致団結し、早期に効果が発揮できる対策を講じるべきだと思います。

そこで、児童の安全確保に向け、通学路における危険箇所の対策について、体制も含めてどのように取り組むのか、土木部長の考えをお聞かせ願います。

これで壇上からの質問を終わります。大変お忙しい中、傍聴に来ていただきまして御礼申し上げます。ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高柳忠夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十六番天理市選出岩田議員のご質問にお答え申し上げます。

私に対しましては三問ございました。いずれも重要なご質問であろうと思います。

一つ目のご質問は、エネルギー政策についてでございます。県では、今、エネルギービジョンを検討しておりますが、来年度どのように取り組むのかというご質問でございます。一昨日の和田議員の質問にもお答えした点がございしますが、本県の地理的条件やエネルギー消費などの構造が、近畿の他の地域と異なっておりますので、再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、当面三つの分野に限られると思います。太陽光発電、小水力発電、木質バイオマスの利活用でございます。

本県のエネルギービジョンでは、計画期間中における再生可能エネルギー導入の目標を、設備容量ベースで平成二十二年度比の二・七倍に設定したいと考えております。また、再生可能エネルギー等の普及拡大とあわせて、ほかの二つの柱も考えております。一つは、省エネ・節電スタイルの推進でございます。もう一つは、緊急時のエネルギー対策でございます。三つの柱をエネルギービジョンの中心に据えたいと思っております。新年度の主な取り組みでございますが、まず太陽光発電におきましては、家庭用の太陽光発電設備設置の補助件数をふやしたいと思っております。民間のメガソーラーや中規模程度の太陽光発電に

ついても、固定価格買取制度等を活用した導入を促していきたいと思います。また、民間事業者間における土地や屋根の貸し付け、人の土地や屋根を借りて太陽光発電をするといった事業に対するマッチングの支援を行っていきたいと思います。また、県や市町村などの公共的施設における設備導入、これは、県や市町村の屋根を借りて太陽光発電するよといった民間の方への貸し付けなどについても検討を進めてまいります。

次に、小水力発電の分野でございますが、幾つかの取り組みをしてまいります。一つは、新たに御所浄水場で管路の水圧を利用した小水力発電施設の整備に取り組みます。また、市町村やNPO等が実施する地域振興に役立つ小水力発電導入可能性調査に関する補助制度を創設いたします。また、農業用ダム等への小水力発電施設の設置についても、国の補助制度を活用いたします。導入促進を図ります。

次に、木質バイオマスの利活用でございますが、林業振興と地域活性化等にもつながりますので、うまく成功すれば有意義な取り組みになるというふうに思っております。今年度におきましては、本県の実情に即した利活用方策についての調査・検討を進めてまいりました。多少わかってきたことでございますが、コスト低減が必要だ、とりわけ間伐材搬出を安くしないと採算が合わないということがわかってまいりました。また、チップ・ペレットの製造の費用も低減化、効率化しなきゃいけないということもわかってまいりました。費用の低減が極めて重要でございます。また、熱利用した場合、木質バイオマスは効率性が高いのかどうかということについても、どういう使い方がいいのかどうかということについても、実証実験を進めたいと思います。

そのほかの取り組みでございますが、需要の方になりますが、住宅団地等におけるエネルギー高度利活用の取り組み、また県民の方々のご提案による省エネ・節電スタイルの推進、また避難所などにおける緊急時のエネルギー対策なども、このエネルギービジョンに盛り込みたいと思います。また、このような検討課題について、県民の意識について、普及啓発を、セミナーの開催などで努めていきたいと思います。

さらに、新年度よりエネルギー政策課を県庁内に新設いたしまして、エネルギー政策の一元管理を図ってまいりまして、エネルギービジョンの具体化、具現化を進めていきたいと思ひます。

二つ目のご質問は、若者の雇用対策についてでございます。これも極めて重要、かつ深刻な課題であると認識しております。

本県の雇用情勢は、上昇しておりますが、よい方になってきておりますが、依然として厳しいわけでございます。とりわけ若者の雇用対策については、喫緊の課題でございます。議員は、有効求人倍率という指標を示されました。奈良県は〇・七一までになっているということでございます。有効求人倍率は、就職のしやすさを表しておるものでございます。一になるとバランスがとれて求人と求職がマッチするということでございます。〇・七だと、まだ低いということでございますが、奈良県の有効求人倍率の数字は、以前は近

畿・全国とも差がございまして、離されておりましたが、最近、近畿・全国が上昇するとともに、けなげにもついていっているといったような数字を喜んで見ております。

今後、この奈良県の有効求人倍率が他の地域とおくれをとらないように上昇するかどうかを注目しておるものでございます。若者の雇用が喫緊の課題であるという観点も踏まえて、先般、本県の経済の自立発展と雇用の確保についての検討を行うために、各界有識者との間で経済産業雇用振興会議を立ち上げました。広く関係者と雇用の諸課題を意識共有をしていろいろ教えてもらうことも差し上げられました。雇用の専門家であります労働政策研修・研究機構の濱口桂一郎氏という方にも来ていただきました。日本型雇用システムの変容についてのご講義を賜りました。日本はメンバーシップ社会になっている、ヨーロッパのようにジョブ型社会じゃない。これは、就職じゃなしに就社だ。会社に入るといことは、メンバーシップを求めるがために、一斉就職をするという社会になっておりますが、グローバル化の中で、このような雇用システムは持続できるかどうか、非正規雇用が四割にもなっております社会で、日本型の雇用システムはどうなるのかという論点をご講演されました。また、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長の石井敦子さんにも奈良に来ていただきました。奈良が、女性の就業率が全国で一番低いという点も踏まえて、女性の就労についてのご講演をいただきました。職住近接が極めて重要であるというご講演のテーマでもございました。いろいろ勉強を重ねてきておりますが、庁内では、就労支援総合対策プロジェクトチームを設置いたしまして、部局横断的に就労支援策の検討を行ってきております。

雇用の場の開拓、雇用マッチングにつきましては、これまでも県では、奈良しごとiセンターというところで、無料職業紹介所を開設しておりますが、中南和地域での求人・求職のマッチングの強化のため、新年度では、高田しごとiセンターに、(仮称)中南和無料職業紹介所を開設することにしております。また、奈良しごとiセンター内に、大学等に出向いて就労教育支援を行う組織を新設し、県内大学等への支援体制を強化したいと思います。また、県内企業情報の提供や、地元企業の魅力を発信して、県内企業への就職を促進したいと思っております。

また、卒業されても就職されない方、また、若者の非正規就業の方の増加などは、一つの重要な課題であると思いますが、原因が複雑でございます。関係機関と関係者が一体となって対応する必要がある、勉強を重ねる必要があるというふうにも思います。地域教育力サミットという場でいろんな教育の勉強をしておりますが、その一つとして、地域で働くことのできる就労教育部会というのを設けまして、若者の職業的自立に向けた取り組みの勉強を開始しているところでございます。新年度は、高校生・大学生の職業意識の醸成や県立学校の就職支援員の増員、卒業後の未就職者に新たな職場実習を行うなど、教育の分野から就労へのつながりが強化できるような対策を講じてまいりたいと思っております。雇用対策は地域産業の振興と一体的な取り組みであるべきでございます。雇用は産業の従属変数と言われておりますので、引き続き本県の経済産業雇用振興会議において県経済及

び雇用の現状分析や研究を進めながら、若者を含めた地域の雇用政策を展開していきたいと思ひます。

三つ目は、奈良の歴史を活用した観光振興について、とりわけ記紀・万葉プロジェクトについての言及がございました。これも、本県が力を入れている重要な政策でございます。

古事記や日本書紀が編さんされたころは、古代日本で最も国際性が豊かな時代でございましたが、我が国は、当時の大陸文化を遣隋使や遣唐使を派遣して積極的に文化を取り入れました。飛鳥文化を花開かせ、さらには律令国家体制を整えていくと、我が国の歴史の中でも輝かしい歴史の時代をこの奈良は持っております。この国家成立の舞台となった奈良の地では、当時に思いをはせ、国家の成り立ちをたどっていくための手がかりとなる遺跡や文献伝承、文化財が今なお豊富に残っております。奈良の持つ価値は、東アジアの交流を元にして国家形成してきた日本の歴史、日本の始まりそのものだと思います。

岩田議員は、石上神宮の七支刀について言及されました。百済の王様から三七二年に日本に渡った刀が、どういうわけか石上神宮にそのものがあるという世界の中でも極めて貴重なことだと思います。

この一月に韓国忠清南道の知事を訪問いたしましたときに、ソウルの近郊にございます漢城百済博物館を訪問いたしました。百済の都が四七五年までソウルにあったことが、ソウルオリンピックのときの住宅開発の発掘でわかりました。昨年にこの漢城百済博物館ができておりました。行きますと、最初の入口のマットが石上神宮にある七支刀がマットの図柄でございます。また、正面の大きなパネルには、七支刀の写真が人の身長大で映っております、その銘文が書いてございます。何年に百済の王が倭の国王に贈るためにつくったということでございます。

このような七支刀は、年号が明確だということと、目的が明確だということとともに、このような刀は、世界中、他の地域には存在していない、百済の発掘されたお墓の中にも残念ながら出てこなかったということでございます。石上神宮の七支刀の値打ちは、世界的な値打ちだというふうに思ひます。日本の歴史そのものだけでなく、世界の交流をした歴史が奈良にあるという、奈良の価値を我々が自覚するだけでなく、多くの方々にその魅力をわかってもらう見せ方、味わい方、楽しみ方を考えて提供していくのは本県の使命だというふうに思ひます。

議員がお述べになりました古事記、日本書紀などの文献もその対象であろうかと思ひます。大変奥深く、奈良でしかできない意義深いテーマだと思っております。

記紀・万葉に関する新年度の事業でございますが、昨年創設いたしまして好評でございました古事記出版大賞を引き続き実施いたしますが、古事記は、文字のない時代に、口承伝承として伝わったものでございますので、古事記の本質を声を出して読むということが大事かと思ひます。古事記朗唱大会を開催したいと思ひます。また、小学生も含めた若い人にも、古事記に親しんでもらえるように、古事記かるたを制作することにしたいと思ひ

ます。このようないろんな新しい試みで、この古事記のプロジェクトを盛り上げたいと思います。

一方、これも議員がお述べになったことでございますが、日本が東アジアとともにこれからグローバル化されている東アジアで発展していくには、相互理解が不可欠だと思います。石上神社の例に見られますように、日本は東アジア地域との活発な交流によって日本の政治文化の基礎が築かれたということであろうかと思います。国際性豊かな奈良の歴史を参照して、今後の東アジアの連携のために活用するという取り組みをしておるところでございます。

奈良の価値であります歴史を奈良から発信することで多くの方々に感動を与え、それが全国に広がり、結果として本県の誘客につながれば、これは大変有意義なことだと思っております。

ご質問、ありがとうございました。

○副議長（高柳忠夫） 江南健康福祉部長。

◎健康福祉部長（江南政治） （登壇）二十六番岩田議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、在宅ケアの推進につきまして、加齢とともに疾病を有することが多い高齢者が住みなれた地域での生活を継続していくためには、医療と介護の継ぎ目のないサービスを在宅で受けることができる環境を整備することが必要と考えるが、県ではどのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

在宅での医療的なケアを支える中心的な役割を担うサービスといたしましては、看護師が要介護者の居宅を訪問いたしまして、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います、訪問看護が重要であると認識をしております。

一方で、県内の訪問看護ステーションは、従業者数が五人未満の小規模な事業所が多うございます。したがって、単独で業務の効率化や経営基盤の改善に取り組むことが困難な状況であったために、県では平成二十三年度から二カ年にわたりまして、まずモバイル端末を活用した訪問先での看護記録の入力、閲覧支援システムの開発等により業務の効率化、二つ目に、薬局との連携により医療材料の利用者宅への配達システムの構築、そして三つ目に、ホームページの開設やフォーラムの開催によりサービスの普及啓発等に取り組んできたところでございます。

また、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります短期入所サービス、いわゆるショートステイでございます。ショートステイにつきまして、予約が困難な状態を解消するために、現在開発中であります介護サービス事業者等ポータルサイトの中で、ショートステイの空床情報提供システムを構築しているところでございます。

平成二十五年度におきましては、病院やケアマネジャーと訪問看護の連携をさらに促進するために、ケアマネジャー等が病院退院後の訪問看護の必要性の有無をチェックするリストの作成・導入等に取り組んでまいります。また、常時看護師による観察が必要な

重度の要介護者向けのデイサービスであります療養通所介護の事業所が現在本県にはございません。したがって、この導入モデル事業の実施を来年度進めていくことにしております。

これらの取り組みによりまして、在宅療養における医療的ケアのニーズに対応できる介護サービスの基盤の充実や、医療と介護の連携促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高柳忠夫） 富岡農林部長。

◎農林部長（富岡義文） （登壇）二十六番岩田議員のご質問にお答えいたします。

私に対するご質問は、大規模地震が発生した場合に備えて、ため池の安全性の確認が必要だと考えるが、どのように取り組んでいるのかでございました。

東日本大震災において、ため池が決壊し、多くの被害が発生したことを踏まえ、県では、ため池の防災対策を進める観点から、本年度、国が定めた指針に基づき、ため池の耐震調査を実施しております。

具体的には、堤体の高さが十メートル以上で、満水時の面積が一ヘクタール以上の大規模なため池について、ため池が築造されている谷の深さや幅の違い、傾斜の度合いなど、地形状況によりタイプ別に五カ所を抽出し、ため池の堤体の形状について測量を行うとともに、土質調査を実施しております。

現在、その結果をもとに、東南海・南海地震などの海溝型地震や、活断層の活動に伴う内陸型地震を想定し、堤体のひずみや液状化などに対するため池の耐震性の検討を行っており、今年度末までに調査結果を取りまとめる予定であります。

平成二十五年度は、本年度の調査結果を踏まえ、市町村においてため池の下流域における公共施設や人家の有無、ため池の老朽度や改修履歴などから、危険度が高いため池について、耐震性の調査を進めていただく予定をしております。県としては、住民の安全・安心確保の観点から、市町村が行う耐震調査に助成するとともに、市町村と連携を図りながら、調査項目や検討方法などについて助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。ご質問、ありがとうございました。

○副議長（高柳忠夫） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） （登壇）二十六番岩田議員からのご質問にお答えいたします。

私への質問は、児童の安全確保に向け、通学路における危険箇所、天理市の例も挙げいただきながら、質問がされました。

まず、県では、昨年から実施している通学路の緊急合同点検の結果を昨年十二月に取りまとめました。その結果、対策必要箇所千三百四十一カ所のうち、国管理道路で二十一カ所、県管理道路四百九カ所、市町村管理道路で百十一カ所あり、国、市町村との連携が必要であると認識しております。

このため、県では、土木部と教育委員会、警察本部が連携し、国や市町村の関係者を含めました奈良県通学路安全対策推進会議を一月十八日に設置いたしました。この会議では、

教育委員会、警察、道路管理者が通学路の情報を共有し、具体の対策などを検討しています。点検の結果を広く周知するため、県のホームページにおいて、市町村ごとの一覧表を二月末に公表したところでございます。今後は、県内七ブロックに分けた地域会議を開催し、対策のフォローアップやさらなる検討を進めます。対策の内容として、まず、教育委員会による児童への安全教育や通学路の見直し、交通ボランティアなどによる立哨、二つ目として、警察による横断歩道の設置や交通規制、ゾーン三十の実施、三つ目として、道路管理者による歩道の整備や側溝のふた掛け、防護さくの設置などを実施します。

県では、これらの対策のうち、抜本的な歩道整備は、地元の用地協力が必要で時間を要します。このため、道路区域内で早期に効果が発揮できる何らかの対策を今回の国の補正予算を最大限に活用し、平成二十五年中にはすべての箇所を実施したいと考えています。さらに、地元協力が得られる箇所は、必要な歩道整備などに取り組みたいと考えております。

議員ご指摘の天理市櫛本小学校では、歩道がない箇所や交差点での横断が危険な箇所などが要対策箇所として八カ所抽出されております。県としては、県道櫛本停車場線などでの路側線の設置、県道天理環状線での交差点のカラー化などの対策を実施します。さらに、県道福住横田線で張り出し歩道の整備に向けて測量を行っているところであり、平成二十五年度に工事に着手したいと考えています。

今後は、さきに申しました安全対策推進会議や地域会議で個々の箇所ごとに対策内容の進捗や効果を確認しながら進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（高柳忠夫） 二十六番岩田国夫議員。

◆二十六番（岩田国夫） 積極的なご答弁、ありがとうございます。

一番目のエネルギー対策についてであります。知事の原子力発電所立地県の苦労に感謝するという気持ち、私は大切だと思いますので、全国の都道府県に向けて、一番再生エネルギーの導入が、一日も早くなされることを要望しておきます。

そして、ため池なんですけども、今、聞きましたが、特に天理市には、国道一六九号から東側山麓、大きなのはないんですけども、面積は少ないけど深さが深いということは、決壊したときには、もういつときに来るもんですから、本当に重大な被害が出るのではないかなというように思っていますので、先ほどの答弁のように進めていただきたいと思います。

それと、三番目の観光振興についてであります。今後とも、奈良県の独自性を発揮していただいて、東アジアとの交流、記紀・万葉プロジェクトなどを積極的に推進いただくことをよろしくお願いいたします。

そして、在宅ケアなんですけども、私も団塊の世代ですけど、私らが七十歳、七十五歳になるころには、本当に超高齢者が安心して暮らせる社会であるよう、制度も含めて適正な運営やさらなる改善をお願いしておきます。

最後に、土木部長のご答弁、本当にありがとうございます。そんな中で、本県は、一昨年の紀伊半島の大水害によって、ここ二、三年は、復旧、復興に向けて土木予算は南部地域の方へ大半がというのは、これはもうしょうがないという思いもしておりましたが、幸い、今年度の補正予算、新年度でそういう枠をつくっていただきましたんで、天理市に限らず、本当に児童の歩道設置については、一日も早く整備していただくように要望しておきまして、私の質問を終わります。

○副議長（高柳忠夫） 次に、四十四番川口正志議員に発言を許します。――四十四番川口正志議員。（拍手）

◆四十四番（川口正志） （登壇）なら元気クラブの川口です。理事者、議員の皆さん、常々、私へのご協力、ありがとうございます。傍聴席の岩田県議会議員後援会の皆さん、ありがとうございます。私にも同様、岩田県議会議員同様、ご協力、よろしく願いいたします。

私のかねてからの念願でございます中南和地域の振興に、荒井知事も熱い思いを持って取り組んでいただいていることにまず感謝をいたします。

荒井知事は、平成二十二年三月に南部振興計画を策定、四月には南部振興監、南部振興課を設置し、南部・東部、総じて中南和地域の振興に取り組んでこられました。また、平成二十四年四月には、紀伊半島大水害からの復旧、復興と南部・東部の振興を所管する副知事を設置されています。

これらの体制整備には、知事の熱い思いが感じられ、我々南部・東部・中南和地域の振興に腐心している者たち、さらには地域住民にとって心強い限りであります。ともすれば、自信を喪失し、活気を失いがちであった地域に希望を持たせ、地域の振興に対する意欲を再び引き出させるものとして、地元市町村長をはじめ関係者に好感を持って受け入れられているところでございます。私自身も、高く評価をいたしております。

また、南和医療体制の整備、全国で例のない、県が主導力を発揮して立ち上げられた県と一市三町八村による南和公立三病院の再編、統合、なおまた農業総合センター敷地への県立医科大学の教育・研究部門の移転と附属病院の整備、南部地域での観光振興や京奈和自動車道の整備促進と御所インターチェンジ付近での産業集積団地、そして旧室生高校跡地を橿原考古学研究所埋蔵文化財収蔵センターに活用するなど、地域の活性化にも取り組んでいただいています。加えて、紀伊半島大災害を教訓とし、紀伊半島アンカールートの早期整備についても、三重県、和歌山県と共同して国へ積極的な働きかけを行っていただいています。

さらには、平成二十六年に本県で開催される「全国豊かな海づくり大会」を南部地域で開催されること、また平成二十七年に近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会において本県が担当する競技につき南部・東部地域での開催の可能性を検討するよう庁内関係部局に指示されたことも聞いています。

まことに、南部・東部、総じて中南和地域の振興に心配りをしていただいている知事のこれらの取り組みに感謝いたす次第でございます。

要望を込め、ただいまから知事に質問をいたします。

南部振興の中で、地場産業として古くから国民に親しまれてきた奈良の薬は、まさに和漢医薬の元祖であります。製薬と販売の振興と県立医科大学に創薬研究と臨床研究の機能充実についてお聞きします。

奈良県には多くの地場産業がありますが、中でも薬業は、大和の置き薬として、富山の売薬と双璧の長い歴史と伝統を有するものです。

薬業と地域振興について、私は、同僚である中村昭県議会議員と山本進章県議会議員とともに、今、県薬業三団体から種々勉強させていただいています。

奈良の薬業は、江戸時代の中期に、今の配置販売の原型が形成されたとされており、御所市、橿原市、高市郡を中心に、多くの先人たちが売薬業を営むこととなりました。大正中期には全盛期を迎え、県下の地場産業としては紡績業とともに二本柱の産業として発展を続け、県民の生活を支えてまいりました。

昭和に入り、経済恐慌、太平洋戦争の敗戦など苦難の時期もありましたが、その後も全国津々浦々のお客様には、商いの信用、薬の信用、人の信用を三本柱とし、先用後利という独特の販売システムで、薬を届け、人々の健康に寄与してきました。この先用後利とは、先に薬を使っただいて、後で喜びを納めていただくという商法、まさに信用と信頼の関係づくりであります。

昭和三十年代の高度経済成長期には、薬の生産も活発になり、著しい伸びを示しましたが、昭和三十六年から国民皆保険制度が実施され、国民はちょっとした病気でも医者にかかるようになり、国民にとっては大変ありがたいことでしたが、一方で、配置薬業にとっては厳しい時代の始まりとなりました。

その後、国民の生活様式の変化、特に核家族化が進むと同時に、共働きがふえたことから留守宅が増加し、各家庭を回るめぐり商法が一部でなじまなくなってきました。さらに近年、規制緩和の流れから、一般用の医薬品の販売に関して異業種からの参入がしやすくなり、インターネット販売が認められるなど、競争が激化しているような状況です。ただ、その一方で、配置販売業は、今日の高齢社会にとって、高齢者の自宅まで専門家が薬を届けてくれるというシステムは、安全性や利便性が高く、再び注目を浴びようになっているとも伺っています。

こうした歴史的な変遷を経て、平成二十三年の県内の医薬品生産金額は四百十九億円、製造業の従業員数は薬二千三百名、配置従業者数は約八百三十名となっていますが、県内企業は小規模零細の企業も多く、今後も中南和地域を支える主要な地場産業として発展を続けるには、次世代を担う人材の育成、確保、競争力のある新商品の開発等技術力の向上、販路の拡大等経営基盤の強化が喫緊の課題と考えます。

こうした課題を踏まえ、主要地場産業である薬業界に対する県の育成振興等のうち、次の三点について知事にお聞きをいたします。

まず一点目は、人材の育成・確保であります。

ことは、正月早々に私の地元、御所市にとって明るい話題がありました。県立御所実業高等学校が花園ラグビー場において開催された全国高等学校ラグビー大会で準優勝に輝いたことです。元日の三回戦や準決勝・決勝戦に、私も花園ラグビー会場に応援にまいりました。選手諸君のファイトあふれるプレーに大いに感動しました。惜しくも優勝はなりませんでした。彼らの活躍で地元は大いに盛り上がりました。

さて、この御所実業高等学校には、全国的にも貴重な薬品科学科があり、これまで薬業界に多くの技術者を輩出することで、薬業界を人的側面から支えてまいりました。企業が優秀な人材を確保することは、何よりも重要なことであります。就職後、即戦力として活躍できる人材育成に取り組んでいただいていることに感謝し、なお一層の充実をお願いいたします。

また、古くから奈良の産業界を支えてきた県政の大きな関心事である薬業をより発展させるためには、県立医科大学を中心とした医薬に関する教育機関や研究機関、製薬企業なども集積し、産学連携の研究機能を有するシンボリックなものを形成すべきと考えておりまして、県内の薬業界で活躍する若い人材を育成するとともに、産学連携により奈良県の多くの企業が製造している漢方や生薬などを題材とした創薬研究や臨床研究を充実させ、地場産業である大和の薬の発展に取り組んでいくべきであると考えます。そのためにも、県立医科大学の教育研究部門の移転と整備が本格的に始まろうとしているこの時期に当たって、ぜひとも県立医科大学において創薬研究や臨床研究に対応した研究機能を充実させ、県内で活躍する人材の育成と研究環境の充実に力を入れられるべきと考えます。ご所見を伺います。

次に、二点目、新商品の開発など技術力向上対策としての公的研究機関の機能強化と支援について、要望を込めお聞きします。

よく産学官連携と申しますが、人材、開発力、技術力、情報収集力等を集約できる県の研究機関は非常に重要と考えております。平成十五年に産学官が連携して奈良ブランド医薬品として天平宝漢を開発されましたが、高齢社会を迎えた今日、元気で長生きしたい消費者のニーズに合った商品開発を期待するところです。

飛鳥京跡苑池遺構が出土した木簡には、赤米をはじめウメなど、古代人が食用、薬用に用いた植物が記され、万葉集の歌にも薬用となる植物が多く歌われ、万葉植物便覧、サクラブキにも紹介されています。六一年の推古天皇の時代に、日本で初めて薬獵が奈良で行われたこと、多くの古代より歴史につながる物事は、奈良の薬獵に始まり、奈良独自の薬業の発展にも少なからず影響したと思っております。

そのような経緯から、新しい漢方薬や薬草をテーマとした取り組みをぜひ薬業振興に結びつけてほしいと考えています。そのため、薬事研究センターに、漢方薬の薬効に関する

研究機能強化や薬草の栽培研究に加え、種苗供給や栽培指導も行える薬草園としての機能を整備し、奈良の薬草を使った商品開発を積極的に支援すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、三番目、配置販売の発展に向けた取り組みであります。

各家庭まで置き薬を届ける利便性の高い配置販売ですが、店舗販売や通信販売の拡大が進む中で、苦戦しているところです。今後、ますます高齢社会が進むわけですが、高齢者にも若年者にも広く使ってもらえる、未来につながる置き薬にしていくため、産官が知恵を出し合って新たなビジネスモデルを構築し、広く情報を発信する機会を強力に創出していくことで、配置販売の今後の発展につなげるべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、奈良県庁の中和地域への移転についての提案と質問であります。

知事の南部・東部、中南和地域の振興に積極的に取り組んでいただいていることは十分承知した上で、さらに一つ提案申し上げたいことは、県庁の中和地域への移転であります。このことは、既に多くの先輩県議会議員らの提起、あるいはさきの十二月議会で田中県議会議員からの発言もあったとおり、多くの県民の関心事であります。

本県の人口は、昭和三十年代以降急激に増加しましたが、その中にあって、南部・東部地域のほとんどの市町村では既に人口の減少傾向にあり、昭和三十五年には、二六%弱の県民が南部・東部地域に住まいしておられましたが、さきの国勢調査では、わずか九%弱に減少しております。この人口の偏在、偏りは、県土の均衡ある発展を目指す上で、大きな懸念材料となっています。加えて、南部・東部地域の高齢者比率が三一・九%であることを考え合わせると、二十年後、三十年後のこの地域のありようは、はなはだ心もとない状況と思わざるを得ません。

そこで、知事が進めてこられた南部・東部、中南和地域の振興をより一層推進させるためにも、県庁機能を県中央部に移転させ、現県庁舎を観光ホテルに活用させてはいかがかと提案する次第です。約千九百人の職員が勤務する県庁舎は、県内有数の事業所であります。この県庁舎を県下一円から一時間程度の通勤圏内に設置することで、特に人口減少の著しい南部・東部地域の定住人口の増加が期待されるだけでなく、県下全域でのバランスのとれた人口配置と県土利用に資するものと思われます。また、県庁舎への通勤圏が広がることで、県内における人口移動が促進され、県下全域の公共交通網の維持にもつながるものとする次第であります。

南部・東部地域の活性化、県土の均衡ある発展のために、県庁舎を奈良県中央部に移転させることについて、荒井知事の県議会の三分の二以上の賛成が必要との発言に呼応して、私たちは、県民世論を喚起したいと考えています。改めて知事のご所見をお伺いいたします。

最後に、消防広域化についてお尋ねいたします。

これは、昨年三月議会で松尾議員が提示されました継続的な内容でございます。消防庁の勧めで、消防広域化が推進され、全国四十七都道府県中十三県が取り組み始めましたが、

地方ごとに諸条件の差異の調整が進まず、現在、奈良県と群馬県の二県のみの広域化取り組みとなっているようです。本県では、奈良市と生駒市が不参加を表明しましたが、その後、奈良県も知事が顧問として参画して、推進を図られています。消防本部を橿原市内の中和広域消防組合に置き、本部を統合することで、本部職員を減少、署所員を増員する合理化で経費削減を図る計画をまとめられています。

県は、本部への職員派遣と消防無線整備費の市町村負担分の支援などを示されていますが、参加市町村によっては、現在の消防体制と財政力の差異にかかわっての物心バランスに異論が出ている様子であります。つまり、財政力はあるが消防体制が弱い市町村組合に対する不満です。本年九月の新消防組合発足がうまくまとまるかと不安な面をのぞかせる声も出ており、県の財政支援に物足りなさの不満が吹き出しています。県の財政支援にさらなる積極性が求められています。全国的な消防広域化潮流のためにも、奈良県の広域化成功は極めて注目されています。知事の所見を伺う次第でございます。

ご清聴、ありがとうございました。まずは一問を、これにて終わります。（拍手）

○副議長（高柳忠夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十四番川口議員のご質問がございました。

最初のご質問は、本県の薬業振興と県立医科大学における創薬、臨床研究の機能充実という課題でございます。

三点ほどのご質問がございました。

まず、薬業と地域振興の関係、奈良の伝統産業であります薬業の位置づけをお述べになりまして、地域振興につなげる、また伝統の歴史を利用して新産業を創業するといったことでございます。

議員お述べになりました薬業の生産高が四百十一億円ということは、農産物の産出額は、奈良県は四百五十億円弱でございますことを合わせますと、大変大きな産業であるというふうに思います。今後、高齢化社会の中で、奈良の薬業はどのように発展するかという方向性についてのご議論でございます。

本県では、薬業振興の一環として、漢方薬に注目をし始めております。十二月から漢方推進プロジェクト会議を立ち上げ、関係部署が連携して生薬の供給拡大、漢方薬の製造、漢方薬の研究と臨床、漢方の普及といった観点から研究をスタートさせております。

また、今議会でご報告させていただいております県立医科大学の第二期中期目標の中でも、漢方の研究、人材育成、地域医療者への研修普及に向けた（仮称）大和漢方医学薬学センターの設置運営を位置づけたところでございます。現在、県立医科大学においては、漢方薬に関する教育や研究を推進するため、漢方研究の第一人者である慶応義塾大学の渡辺准教授を客員教授として招聘し、組織体制の構築に着手していただいております。

今後、県立医科大学においては、漢方研究の推進や臨床応用への検討を進めていただくとともに、漢方に関する知識、技能を習得した学生の輩出や専門知識を習得した県内医師の育成に取り組んでいただくことにしております。

県といたしましても、漢方推進プロジェクト会議において、原料生薬の生産拡大から関連商品やサービスの創出等、包括的に広い視野で検討を進めたいと思っております。また、県立医科大学の薬業振興に向けた研究教育の取り組みに対して必要な支援を積極的に行っていく所存でございます。

次のご質問は、天平宝漢の例を引き合いに出され、奈良の薬草を使った商品開発に積極的に支援すべきではないかというご議論でございます。漢方薬などへの取り組みを、本県の薬業振興に結びつけるためには、漢方薬をはじめ、薬草を使用した医薬品や化粧品などの新商品を開発する必要があります。また、これらの商品を安定的に供給できる体制を整備する必要があります。薬事研究センターでは、これまで奈良の薬草を使った医薬品や化粧品など新商品開発のため県内企業と共同研究を進めてまいりました。また、移転を決めております農業総合センターにおいても、移転を契機に研究の高度化を目指しております。その一つといたしまして、奈良の特産物、例えばお茶の持つがん予防や殺菌作用、柿の持つ血圧降下作用などに着目して、老化防止につながる研究開発に取り組むこととしております。今後とも、薬草などの効能に着目し、婦人薬、滋養強壮剤、保湿化粧品などの商品開発も念頭に起き、薬業振興につながるような商品開発の研究支援を行ってまいりたいと思います。

一方、開発商品の販路拡大のためには、その原料となる薬草の安定供給が重要となってきました。このため、優良な種苗を育成し、広く供給できる薬草園の機能や、収穫された薬草を鑑定・検査する機能を確保することが重要でございます。さらには、品質のよい薬草を栽培する技術を持った栽培者を育成する仕組みも必要でございます。このため、漢方推進プロジェクト会議のアドバイザーである県立医科大学の渡辺賢治客員教授をはじめ有識者の助言も伺いながら、産官学がどのように協力、連携していくのか、また薬事研究センターの機能をどのように強化していくのかなどについて、同プロジェクト会議の議論も踏まえ、検討してまいりたいと思いますが、この分野での研究開発は、日本でも大変珍しい分野でございますので、大変狭い分野でございますが、成果が出るように力を込めてやっていきたいと思っております。

三つ目の薬業に関するご質問は、伝統的な医薬品の販売方式であります配置販売の今後についてのご質問でございます。

今日、一般用医薬品の販売は、ドラッグストアの低価格競争やインターネット販売などによりまして、競争が激化しておると思えます。また、議員お述べになりましたまわり商法と言われるような商法は、若年層世帯では敬遠される傾向も出ております。配置薬利用者の高齢化と販売の低下を招いております。

このため、県では、配置販売のシステムとその利便性について、今の時代での活用を考え始めております。高齢者の生活の支援のためのサービスについての調査を行いまして、高齢者世帯向けの介護用品、宅配弁当などを新たに販売対象とし、配置業者の販売拡大の

取り組みとしてスタートさせております。薬だけでなく、高齢者に必要な品物を配置するといった商売の道はないものかというような研究を始めたということでございます。

また、配置薬そのものの販路拡大のためには、広くその利便性について啓発することも重要であると思います。配置場所を一般家庭だけでなく、事業所に広げるという方の販売拡大戦略をとろうとしております。風邪薬などの常備薬セットを事業所に置いて、若い従業員の方にも使ってもらう機会をふやす取り組みを進めております。さらに、多くの買い物客が集まる量販店などを会場として、薬と健康の週間のイベントなども県下で実施しております。

その他、新たな取り組みといたしましては、携帯端末などＩＣＴ機器を活用して薬の説明や訪問時期の連絡などを利用者へ行うことにより、サービスの向上や得意先の拡大を図る方策について、現在、配置薬業者と研究を行っているところでございます。

次は、県庁の中和地域への移転についてのご質問がございました。

端的にお答え申し上げますと、現在、県庁舎は奈良市登大路町というふうに条例でなっております。これを変更するには、さきの議会で申し上げましたように、県議会で、出席議員の三分の二以上の賛成が必要でございます。川口議員の政治力でございますので、十分な結果も得られる可能性もあろうかと思いますが、県にとりましてもう一つの問題がございます。それは、本県と同規模の県庁舎の建てかえの例では、建物のみで三百億円程度必要としております。必要な財源の確保という問題もございます。県議会でのご議論の推移を見守り、その結論を尊重させていただきたいというふうに思う次第でございます。

消防の広域化についてのご質問がございました。

消防の広域化については、全国の中でも奈良県が一番検討が進んでいると消防庁の方でも言われております。消防の広域化は、消防庁が率先して進めてきた方向でございしますが、現場消防力の強化と組織の合理化といった大きな意義、効果がございます。このため、本県では、途中離脱されました奈良市、生駒市を除く三十七市町村、十一消防本部に県も加わり、広域化の推進に向け協議を重ねてまいりました。

本県の消防広域化についての経緯、検討の推移でございしますが、一つには、現在の十一消防本部の総務、次いで通信部門をまず統合してスリム化し、現場部門である消防署所の体制増強を行った後、現場部門を含め全体を統合するという段階的統合方式という方式をとろうとしております。二つ目は、全体統合時までの現場部門の署所の経費負担につきましては、十一本部単位でおのおのが自力で賄うという自賄い方式という方式を導入することを決めていただいております。これらの工夫は、現状をできるだけ急激に変えずに、一定の時間をかけながら一歩ずつ着実に統合を進めていくやり方の工夫と見られておりまして、全国でも注目され始めております。

また、消防は、基本的に市町村の重要、基本的業務でございしますが、県は補完的な役割を果たしている中、県の立場で行える、できる限りの財政支援をしていく所存でございます。そのような例といたしまして、消防救急無線デジタル化への助成をいち早く打ち出し

ました。県といたしましても、広域化の実現に向け、市町村と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

こうしたことが弾みになりまして、市町村・組合消防間で、ともすれば利害が対立しがちな共通経費の負担等についても、全体のバランス・利益も見据え、互いに歩み寄って結束されまして、昨年十二月の消防広域化協議会総会において広域消防運営計画の合意に至りました。これは大変すばらしいことでございますし、意義深く、努力されました関係各位に深い敬意を表したいと思うような結果でございます。

現在、新組合設立準備室におきまして、具体の準備を進められております。今後、六月の市町村議会での組合規約の議決が重要でございます。その議決等を経まして、九月に組合設立総会、十月に新組合の業務開始というスケジュールで広域化が進められると聞いております。

県といたしましては、全国でも例を見ない管轄人口九十万人規模の広域消防が実現するわけでございますが、引き続き、国にも最大限の支援措置を働きかけながら、できる限りの取り組み支援を行ってまいれる所存でございます。

ご質問の答えは以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（高柳忠夫） 四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） 知事から思いのままの答弁をいただいたわけですが、県庁を中和地域へ持って来い、なかなかそうは簡単にいかんことはわかりつつも、中南和地域のやっぱり強い思いがあるということを重ねて申し添えておきたいと、このように思う。

それから、広域消防にかかわっては、せっかくここまでご苦労いただいたわけでございますので、トラブらないように、その成功を私は祈りながら申し上げたということをご理解をしていただきたいと思います。

それから、薬にかかわっての問題ですけども、先般、私は、橿原考古学研究所の菅谷所長さんと、そしてＪＡの永田会長と談笑する機会がございました。その際に、京奈和自動車道にかかわる御所南インターチェンジのあのあたりから古代米が出土したということで、話題が広がったわけですが、要は弥生時代のあの稲穂が作付けをされたと。発芽して、それが栽培に成功したと。これを繰り返し作付けすることによって、頼もしいことがまたでき上がるのではないかと、こういうようなストーリーであるわけですが、漢方薬、あるいはまた薬草園、あるいはまた米、これは神から授かったものだという、そういう意味も含めての神饌米、それから酒というのは、今はいろんな意味で飲用はされておりますけど、これは元を正せば薬だということを伺ったわけです。つまりは、いわば酒は百薬の長と、こう言われているように、もともととは食用、栄養というよりも薬だと。それが今日に及んでいるというような話も伺ったようなことでございます。

ちょっと話それるようですが、米との関係でＪＡの永田会長もいらっしゃったわけですが、奈良県産のヒノヒカリが、コシヒカリのブランド米の標準米より奈良県産のヒノヒカリの方が上質だという、そういう認定がおりたと、こういうことであります。これ

は、ちょっと余談であります、奈良県農業のやっぱり活性化のために、大いにヒノヒカリをどんどん、コシヒカリ以上に宣伝をしてもらいたいなど、このように思う次第です。

何はともあれ、古代米には黒米、赤米、「せきまい」とも言うようですけど、それから緑米、黄米、白米、これを入れて五つの種類があるようでございます。神事に栽培をされているようですが、これがやっぱり最近では薬用として大いに奨励されていると、こういうことであります。

時間がございませんので、いろいろ申し上げるのは時間が足りないと思いますが、いずれにいたしましても、古代米から、つまり奈良の漢方薬、奈良は薬どころと、こういうことですね。富山と奈良も薬どころでありますから、この古代米を大いに生かしながら、つまり大和は国のまほろばと、そのいにしえのロマンを未来のロマンにつなぐ、薬用に、こういった出土された古代米を大いに生かされることもいいのではないかと、こういうような思いで、あえて菅谷所長、永田会長らと話をしたことを紹介を申し上げたわけですが、大いに奈良の薬業振興のために、あれやこれや、ひとつせっかく知事も漢方プロジェクトをおつくりをいただいて推進をしていただこうとしておりますし、また県立医科大学の機構、機能の中にもそれをぜひ入れていただきながら、改めて奈良、大和の薬の盛り上がりをもひとつつづけていただきたい。この大和薬にも、知事がおっしゃる好きな言葉としてのやまとぢからというものも潜んでいるのではないかと思いますので、大いに発揚させていただければありがたい。以上、要望として申し添えておきたいと思います。

終わります。

○副議長（高柳忠夫） 七番藤野良次議員。

◆七番（藤野良次） 本日は、これをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（高柳忠夫） お諮りします。

七番藤野良次議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回、三月十一日の日程は、当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時二十五分散会